

第3期

古河市虐待・DV対策基本計画



令和5年3月

古 河 市

はじめに

家庭内で起きる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どのような理由があっても決して許されない行為です。

特に、虐待や配偶者等からの暴力（DV）は、外部からの発見が困難な状況下で行われることが多いため、潜在化しやすく、深刻化しやすい傾向にあります。

また、近年はソーシャルメディアを通じて安易に繋がりを持った人達の間で起きる暴力が社会問題になるなど、虐待や配偶者等からの暴力（DV）の態様が複雑・多様化しています。

古河市では、虐待と配偶者等からの暴力被害の根絶を目指して、平成 30 年 3 月に「第 2 期 古河市虐待・DV対策基本計画」を策定し、関係機関との連携の強化、緊急時の安全確保、虐待・DV相談の体制強化などの施策に取り組んできました。

この度、前計画の取組み状況を検証するとともに、市民意識調査、法改正や社会情勢の変化などを踏まえ、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者等からの暴力（DV）の防止対策を一体的に進めることを目的として「第 3 期 古河市虐待・DV対策基本計画」を策定しました。

また、この計画では「いかなる虐待・暴力も許さない、安心して暮らせる^{まち}古河」を基本理念に掲げ、洗い出された課題を踏まえて 5 つの基本目標を定めました。このうち、基本目標 I の「虐待・DVの防止に向けた広報啓発活動の推進」を重点課題と位置づけ、優先して進めるものとします。

今後、古河市では、この計画に基づき、虐待・DV被害のない社会の実現を目指して、未然防止、早期発見、安心して相談できる体制の強化、緊急時の安全確保を推進するとともに、自立までの切れ目のない支援を実施するため、関係機関や民間団体などとの協働をより一層強化して取り組んでまいりますので、市民の皆様にもご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定に当たりましては、「第 3 期 古河市虐待・DV対策基本計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、多くの市民や関係機関の皆様からの貴重なご意見を賜りました。皆様の多大なるご協力に対しまして、改めて心から感謝申し上げます。

令和 5 年 3 月



古河市長 針谷 力

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨・背景	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画上の用語の定義	4
5	計画策定の体制と経緯	5
第2章	古河市の現状と今後の課題	8
1	統計からみた現状	8
2	古河市市民意識調査（アンケート）からみた現状（虐待・DV）	14
3	第2期計画における取組みの評価	30
4	古河市における虐待・DVに関する今後の課題	31
第3章	計画の基本理念と施策の体系	32
1	計画の基本理念	32
2	計画の基本目標	32
3	計画の体系	33
4	目標と具体的な取組み	34
	基本目標Ⅰ 虐待・DVの防止に向けた広報啓発活動の推進	
	基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備と強化	
	基本目標Ⅲ 緊急時の被害者の安全確保	
	基本目標Ⅳ 被害者の自立を支援する体制の整備	
	基本目標Ⅴ 関係機関との協働体制の確立	
第4章	計画の推進に向けて	50
1	計画の推進にあたって	50
2	計画の推進体制	50



資料編

資料編	51
1 計画策定の経緯	51
2 古河市虐待・DV対策基本計画策定委員会設置条例	52
3 古河市虐待・DV対策基本計画策定委員会委員名簿	54
4 古河市虐待・DV対策基本計画庁内検討委員会設置要綱	55
5 古河市虐待・DV対策基本計画庁内検討委員会委員名簿	57
6 古河市虐待DV対策地域協議会設置要綱	58
7 古河市虐待DV対策地域協議会代表者委員名簿	64
8 古河市虐待・DV対策基本計画策定担当事務局名簿	65

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者や交際相手等への暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

特に、家族への虐待や配偶者間の暴力は主に家庭内や施設内など、外部からの発見が困難な環境下で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があり、被害者の救済が必ずしも十分ではない状態が長く続いてきました。

さらに、その被害者の多くは、子ども、高齢者、障がい者、そして女性という社会的に弱い立場に置かれる者です。力による支配や暴力が容認される社会通念や偏った性別観など、個人の問題として片づけられない構造的な問題が存在しています。

虐待や暴力の被害者に対する個別の支援はもとより、人々の意識の深いところにある間違った考え方や偏見を変革させていくという、地道な働きかけも必要であり、社会全体で取り組むことが求められています。

このような中、国においては、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、「DV防止法」といいます。）」が制定されました。平成25年6月の法改正では、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律を準用することとなり、令和2年4月の一部改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、連携先として児童相談所が明文化されました。さらに、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など複雑化、多様化、複合化したことを受け、様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援を行うため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行されることとなりました。

このような背景のもと、古河市では、平成24年3月に「古河市虐待・DV対策基本計画（以下、「第1期計画」といいます。）」を策定し、虐待・DVの防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策に取り組んできました。また、平成30年3月には、「第2期古河市虐待・DV対策基本計画（以下、「第2期計画」といいます。）」を策定し、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待への対応や施策にもさらに踏み込んだ施策に取り組んできました。

こうした経緯や、第2期計画におけるこれまでの取り組みの検証、市民意識及び社会状況の変化等を踏まえ、虐待・DVの根絶を目指し、被害者にも加害者にもさせないための施策や、被害者・子どもの安全確保など虐待DV対策のより一層の充実を図るため、新たに「第3期古河市虐待・DV対策基本計画（以下、「第3期計画」といいます。）」を策定することとしました。

国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和50年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、様々な取組が展開されています。昭和54年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和60年に批准しています。

また、平成27年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ(※①)」が採択され、17の目標（ゴール）と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs(※①)）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定しており、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

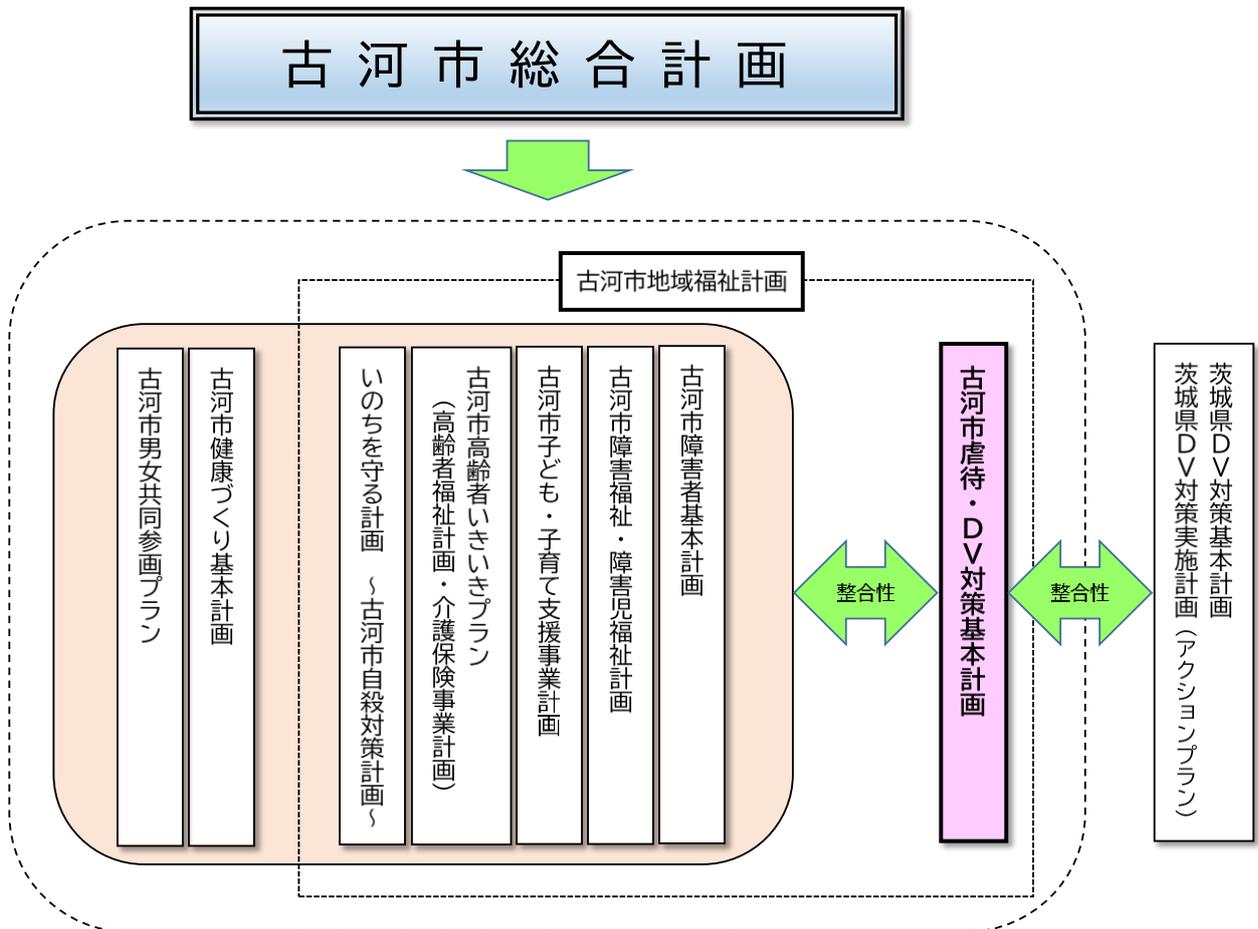
持続可能な開発目標（SDGs）



※①：持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

2 計画の位置づけ

- 第3期計画は、「DV防止法」の第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力被害への対策に関する市町村基本計画です。
- 第3期計画は、国が示す「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」、「茨城県DV対策基本計画」及び「茨城県DV対策実施計画」との整合性を図り策定したものです。
- 第3期計画は、第2期計画と同様に「DV防止法」に基づく市のDV対策の基本計画であることを基本としつつも、古河市では虐待・DV対策を一体的に進めることから、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待への市の対応や施策にさらに踏み込んでいくものとします。



3 計画の期間

第3期計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、その内容は、国の基本方針が見直された場合や社会情勢の変化、計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。

4 計画上の用語の定義

この計画でいう「虐待」とは、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の全部を包含したものとして用いるとともに、主に家庭内で起きる虐待を計画の主軸にしています。

「DV」とは、ドメスティック・バイオレンスの略で、相手を自分の思い通りにしようとする、夫婦や交際相手などの間で起きる暴力のことです。この計画では、以下、配偶者等（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力被害を表す用語として「DV」を用います。

「デートDV」とは、前述の配偶者等に該当しない交際相手からの暴力のことです。

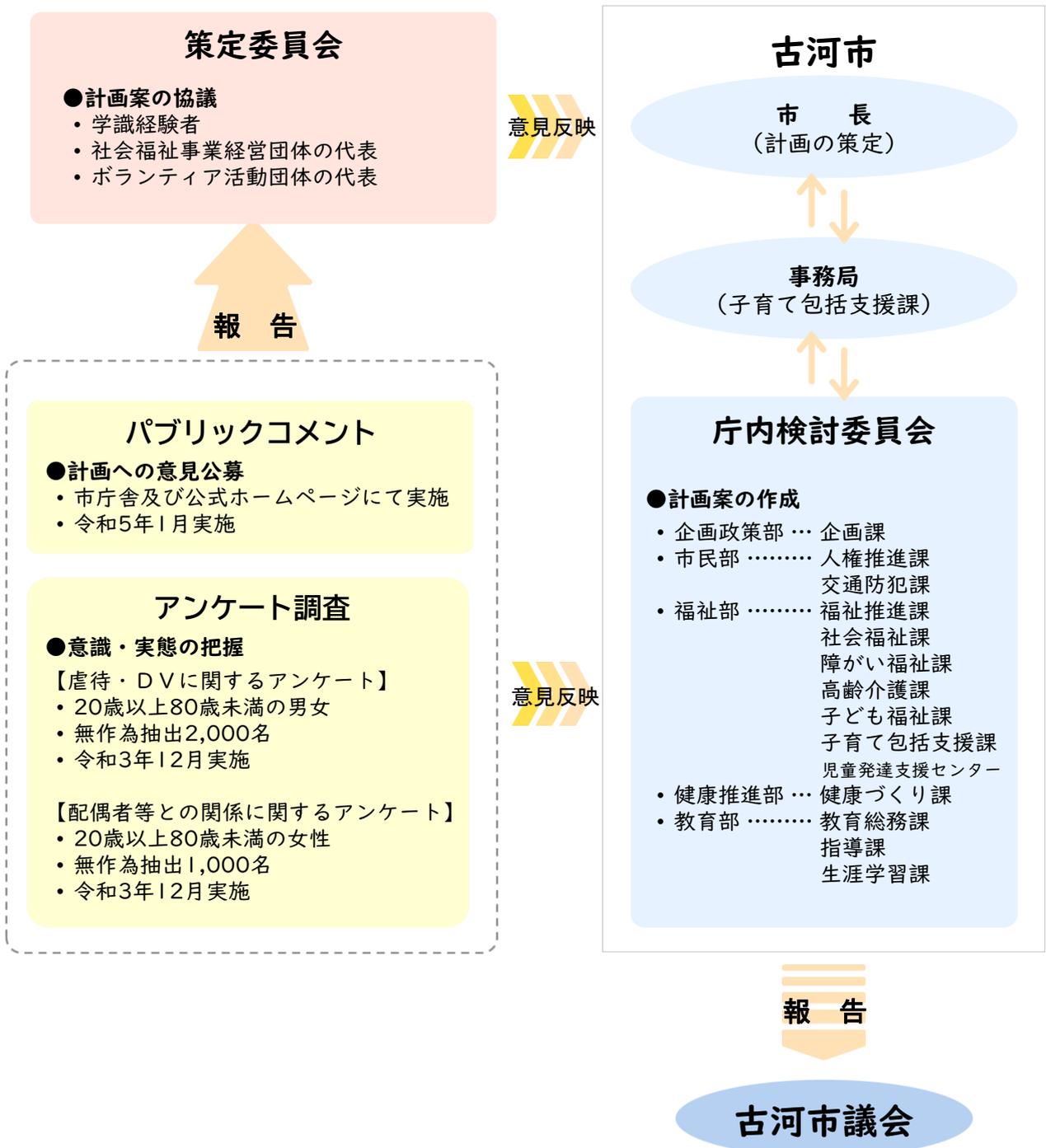
「デートDV」は、DV防止法の定義には含まれませんが、第3期計画におけるDVには含めるものとします。この計画では、前述の配偶者に該当しない交際相手からの暴力被害を表す用語として「デートDV」を用い、対応を進めることにします。

5 計画策定の体制と経緯

虐待・DV対策基本計画を本市の実情に沿った、より具体的なものにするためには、市民の児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及びDVに関する意識とニーズを明らかにすることが必要です。

第3期計画では次のような体制のもとで、多くの市民の皆さまから意見を聴取するとともに、福祉関連団体の代表などの参画を得ながら、各レベルにおいて協議を重ねて策定をしてきました。

【第3期計画の策定体制】



(1) 市民の意識調査（アンケート）の実施

第3期計画の策定にあたって、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及びDVに関する市民の意識とニーズを把握するために、令和3年度中に2種類のアンケート調査を実施しました。

【虐待・DVに関するアンケート】

調査対象者	古河市在住の20歳以上80歳未満の方
調査数	2,000名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和3年12月2日から令和3年12月23日
調査回収数	650名（回収率：32.5%）

【配偶者等との関係についてのアンケート】

調査対象者	古河市在住の20歳以上80歳未満の女性
調査数	1,000名（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和3年12月2日から令和3年12月23日
調査回収数	284名（回収率：28.4%）

(2) 策定委員会の設置

第3期計画の策定にあたっては、市民の意見を計画に反映させることを目的に、「古河市虐待・DV対策基本計画策定委員会」を設置しました。

委員会は、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待又はDVに関し学識経験のある者、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関するボランティア活動を行う者及び公募委員による構成で、令和4年度中に計4回の委員会を開催し、計画の内容の検討など、様々なご意見をいただきました。

開催日	議題等
第1回 策定委員会 (令和4年7月8日)	● 令和3年度までの取組みについて（報告） ● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」策定方針（案）について
第2回 策定委員会 (令和4年9月27日)	● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」の骨子（案）について ● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」の基本目標の課題整理について
第3回 策定委員会 (令和4年12月27日)	● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」素案について
第4回 策定委員会 (令和5年2月15日)	● パブリックコメントの結果について ● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」最終案について

(3) 庁内検討委員会の設置

第3期計画の内容に関連する庁内の関係部署との連携や調整、計画に掲げる事業の円滑な推進のために、「古河市虐待・DV対策基本計画庁内検討委員会」を設置しました。

委員会は、関係課の課長級を委員とする構成で、令和4年度中に計3回の委員会を開催し、計画の内容の検討などを行いました。

開催日	議題等
第1回 庁内検討委員会 (令和4年8月10日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」策定に向けて(報告) ● 令和3年度までの取組みについて(報告) ● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」策定方針(案)について
第2回 庁内検討委員会 (令和4年10月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」の基本目標の課題整理について ● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」の骨子(案)について
第3回 庁内検討委員会 (令和5年2月9日)	<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの結果について ● 「第3期 古河市虐待・DV対策基本計画」最終案について

(4) パブリックコメントの実施

市民の皆さまからの意見を広く募集し、計画案に反映させるため、第3期計画の素案を市庁舎及び市公式ホームページで公開して、「パブリックコメント」を実施しました。

実施期間	令和5年1月11日(水)～令和5年1月30日(月) ※窓口での閲覧は開庁時のみ
意見書提出者	0名
閲覧場所	総和庁舎 市民総合窓口課 古河庁舎 市民総合窓口室 三和庁舎 市民総合窓口室 健康の駅 福祉推進課 福祉の森 子育て包括支援課 市公式ホームページ

第 2 章

古河市の現状と今後の課題

1 統計からみた現状

(1) 児童虐待相談件数の概要

古河市では、子育て包括支援課において、児童虐待をはじめ、0歳から18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。

本市の新規児童虐待相談受付件数については、平成29年度の新規児童相談受付件数115件のうち44件(38.3%)でしたが、令和3年度は155件のうち82件(52.9%)と、平成29年度から新規児童相談受付件数、新規児童虐待相談受付件数ともに、年度により増減はありますが、増加傾向となっています。

被虐待児の年齢については、令和3年度では小学生が多く、35件(42.7%)となっています。

被虐待児からみた虐待者の続柄については、令和3年度では「実母」が40件(48.8%)と最も多く、約半数を占めています。

虐待種別については、令和3年度が「身体的虐待」が31件(37.8%)と最も多く、次いで「ネグレクト」が26件(31.7%)となっています。

(単位：件)

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規対応		115	169	186	190	155
新規児童虐待相談受付		44	68	68	83	82
被虐待児の年齢	0～3歳未満	10	19	11	30	14
	3歳～学齢前児童	11	27	21	20	19
	小学生	18	19	26	25	35
	中学生	4	2	9	6	10
	高校生・その他	1	1	1	2	4
相談・通報の経路	(県) 児童相談所	1	10	11	1	4
	(県) 福祉事務所	0	0	0	0	0
	(県) その他	0	0	0	0	0
	(市) 福祉事務所	5	4	8	11	7
	(市) 保健センター	3	6	4	7	6
	(市) その他	3	2	5	13	4
	保育所	2	5	4	6	4
	児童福祉施設	0	0	0	0	0
	警察署	0	0	0	0	0
	医療機関	0	2	1	1	3
	幼稚園	0	0	0	2	3
	学校	9	10	15	16	25
	教育委員会	0	2	2	0	0
	児童委員	0	4	0	1	0
	家族・親族	10	6	5	20	17
	近隣・知人	9	16	9	4	9
児童本人	0	0	0	0	0	
その他	2	1	4	1	0	
被虐待児からみた虐待者の続柄	実父	6	22	15	24	35
	実父以外の父親	1	2	4	5	3
	実母	35	43	49	52	40
	実母以外の母親	0	0	0	1	0
	その他	2	1	0	1	4
虐待種別	身体的虐待	13	23	23	34	31
	性的虐待	0	1	2	0	4
	心理的虐待	15	28	17	17	21
	ネグレクト	16	16	26	32	26

資料：古河市子育て包括支援課

(2) 障がい者虐待相談件数の概要

古河市では、平成 24 年 10 月から障害者虐待防止センターにおいて、障がい者の虐待をはじめ、支援に関する様々な相談に応じています。

本市の障がい者虐待の新規対応件数については、平成 29 年度に 3 件となることから、令和 3 年度までは 0 件から 3 件の間で推移しています。

被虐待者からみた虐待者の続柄については、各年度とも「養護者（家族、親族、同居人）」が大半を占めています。

被虐待者の居所については、すべての年度で「自宅」となっています。

(単位：件)

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規対応		3	3	0	2	0
障害福祉サービス事業所・施設従事者等による虐待		1	0	0	0	0
養護者による虐待		2	2	0	2	0
その他		1	1	0	0	0
被虐待者の性別	男性	1	1	0	0	0
	女性	2	2	0	2	0
相談、通報の経路	虐待者（加害者）本人	0	0	0	0	0
	障害福祉サービス事業所・施設	0	0	0	0	0
	家族・親族	0	0	0	0	0
	本人（被虐待者）	1	1	0	1	0
	警察	1	1	0	0	0
	近隣・知人	1	1	0	0	0
	民生委員	0	0	0	0	0
	企業・職場	0	0	0	0	0
	庁内の他の課	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	1	0
被虐待者からみた虐待者の続柄 (重複あり)	養護者（家族、親族、同居人）	2	2	0	2	0
	障害者福祉施設従事者等	0	0	0	0	0
	使用者	1	1	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
被虐待者の居所	自宅	3	3	0	2	0
	施設・病院	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
虐待種別 (重複あり)	身体的虐待	1	1	0	0	0
	介護・世話の放棄	0	0	0	0	0
	心理的虐待	1	1	0	1	0
	経済的虐待	1	1	0	0	0
	性的虐待	0	0	0	1	0

資料：古河市障がい福祉課

(3) 高齢者虐待相談件数の概要

古河市では、高齢介護課において、高齢者の虐待をはじめ、支援に関する様々な相談に応じています。

本市の高齢者虐待の新規対応件数については、平成 29 年度から減少傾向となっており、令和 3 年度で 31 件となっています。

被虐待者からみた虐待者の続柄については、各年度とも「夫」及び「子」が大半を占めています。

また、令和 3 年度では、虐待者と「同居」が 26 件、「別居」が 5 件となっており、虐待種別については、すべての年度で「身体的虐待」が特に多く、大半を占めています。

(単位：件)

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
新規対応		40	43	29	34	31
養介護施設従事者等による虐待		0	4	0	0	0
養護者による虐待		40	39	29	34	31
被虐待者の性別	男性	8	11	7	7	3
	女性	32	32	22	27	28
相談、通報の経路	虐待者（加害者）本人	0	0	0	0	0
	介護支援専門員・事業所	12	13	4	10	3
	家族・親族	7	2	1	2	1
	本人（被虐待者）	4	4	2	2	4
	警察	11	17	17	16	19
	地域住民	0	0	0	1	1
	民生委員	0	1	0	0	0
	庁内の他の課 その他	6 1	3 3	3 1	1 2	2 1
被虐待者からみた 虐待者の続柄 (重複あり)	夫	12	9	5	13	14
	妻	3	1	0	3	1
	子	19	21	20	15	14
	子の配偶者	5	3	0	1	0
	孫	2	1	3	1	1
	兄弟姉妹	1	1	0	0	0
	その他	0	7	2	1	1
虐待者との 同居・別居	同居	37	39	26	33	26
	別居	3	4	3	1	5
虐待種別 (重複あり)	身体的虐待	29	26	25	27	24
	介護・世話の放棄	2	1	5	2	1
	心理的虐待	14	12	5	6	5
	経済的虐待	5	1	1	3	4
	性的虐待	0	0	0	0	0

資料：古河市高齢介護課

(4) DV及びデートDV相談件数の概要

古河市では、配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者等からの暴力をはじめ、様々な女性にかかわる問題の相談に応じています。

本市のDV相談件数については、平成29年度の新規女性相談受付件数91件のうち32件(35.2%)でしたが、令和3年度は101件のうち43件(42.6%)と、平成29年度からの5年間で新規女性相談受付件数、新規DV相談件数ともに、増加傾向となっています。

本市の延べ女性相談受付件数は、平成29年度は379件、令和3年度は451件となっています。このうち、平成29年度では145件(38.3%)、令和3年度では149件(33.0%)が夫等からの暴力に関する事となっています。平成29年度からの5年間で延べ女性相談件数は増減を繰り返していますが、相談内容の内訳を見ると、医療関係(精神的問題)が149件と突出して多くなっています。

(単位：件)

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
新規対応		91	76	111	101	101	
	新規DV相談受付	32	30	57	46	43	
	新規デートDV相談受付	1	1	3	1	0	
延べ女性相談受付		379	332	328	531	451	
人間関係	夫等	夫等からの暴力	145	136	152	214	149
		薬物中毒・酒乱	0	0	1	0	0
		離婚問題	61	52	40	24	40
		その他 ※1	10	4	17	15	6
	子ども	子どもからの暴力	13	2	0	0	2
		養育困難	1	5	0	0	0
		その他 ※2	18	28	38	12	15
	親族	親の暴力	3	12	7	19	10
		その他の親族からの暴力	2	1	3	2	2
		その他 ※3	10	2	5	5	5
	交際相手	交際相手からの暴力	1	2	3	18	18
		同性の交際相手からの暴力	0	0	0	0	0
		その他 ※4	0	0	4	1	0
	その他の者からの暴力		2	1	2	0	1
	男女問題		1	1	0	1	7
ストーカー被害		0	0	0	0	0	
家庭不和		8	12	10	18	23	
その他 ※5		55	35	34	29	15	
経済関係	生活困窮	8	5	1	2	6	
	サラ金・借金	3	3	0	0	0	
	求職	3	0	0	0	0	
	その他 ※6	0	3	0	0	0	
医療関係	病気	6	4	1	0	0	
	精神的問題	12	16	2	171	149	
	妊娠・出産	5	0	0	0	2	
	その他 ※7	1	0	1	0	0	
住居問題		6	7	7	0	1	
帰住先なし		4	1	0	0	0	
不純異性交遊		0	0	0	0	0	
ヒモ・暴力団関係者		1	0	0	0	0	
5条違反 ※8		0	0	0	0	0	
売春強要		0	0	0	0	0	
人身取引		0	0	0	0	0	

※1：離婚調停、生活費、慰謝料、面会交流、養育費など

※2：親権、保育園への入園、児童手当、成人した子どもの夫婦関係など

※3：親族との経済的トラブル、親族との関係性など

※4：婚約者とのトラブル、パートナーとの関係性など

※5：パワハラ、職場の人間関係、友人・知人との関係性など

※6：生活保護費、母子生活支援施設への入所など

※7：障害者手帳所持者への虐待、更年期など

※8：売春防止法（昭和31年法律第118号）

資料：古河市子育て包括支援課

2 / 古河市市民意識調査（アンケート）からみた現状（虐待・DV）

（1）調査の概要

①調査対象

【虐待・DVに関するアンケート】

古河市在住の20歳以上80歳未満の方から無作為抽出

【配偶者等との関係についてのアンケート】

古河市在住の20歳以上80歳未満の女性の方から無作為抽出

②調査期間

令和3年12月2日から令和3年12月23日

③調査方法

郵送による配布・回収

④回収状況

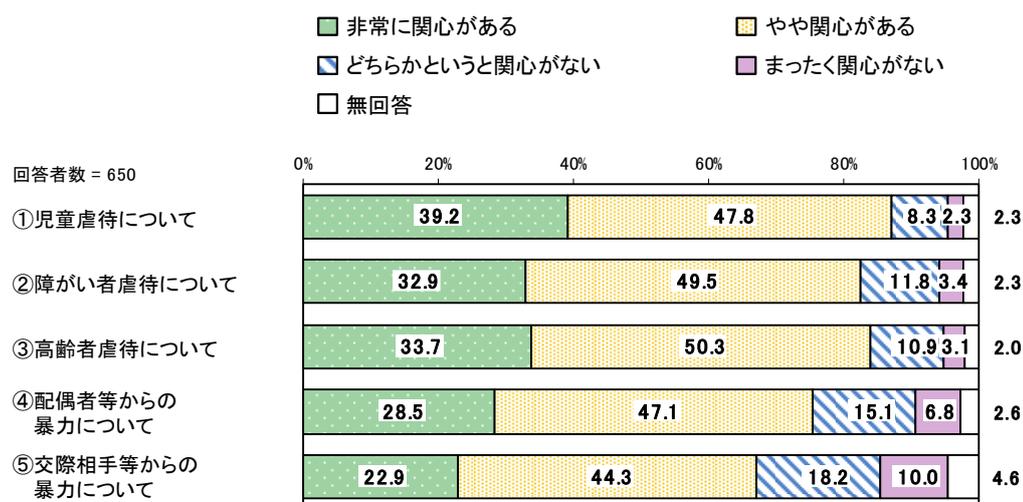
	配布数	有効回答数	有効回答率
虐待・DVに関するアンケート	2,000通	650通	32.5%
配偶者等との関係についてのアンケート	1,000通	284通	28.4%

(2) 主な調査の結果

【虐待・DVに関するアンケート】

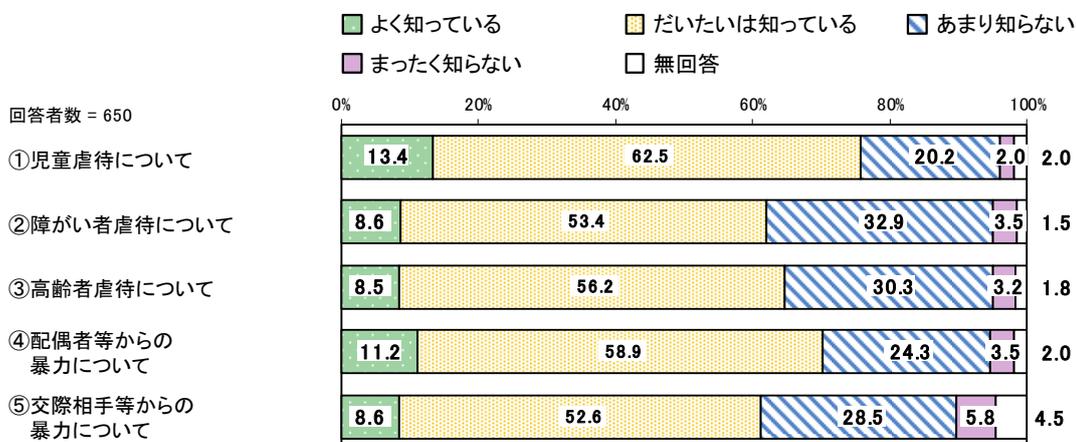
1) 「虐待・暴力等」についての関心度

『児童虐待』、『障がい者虐待』、『高齢者虐待』については、「非常に関心がある」と「やや関心がある」を合わせた“関心がある”の割合が80%を超えています。『配偶者等からの暴力』では75.6%、『交際相手等からの暴力』では67.2%と、やや低い傾向にあります。



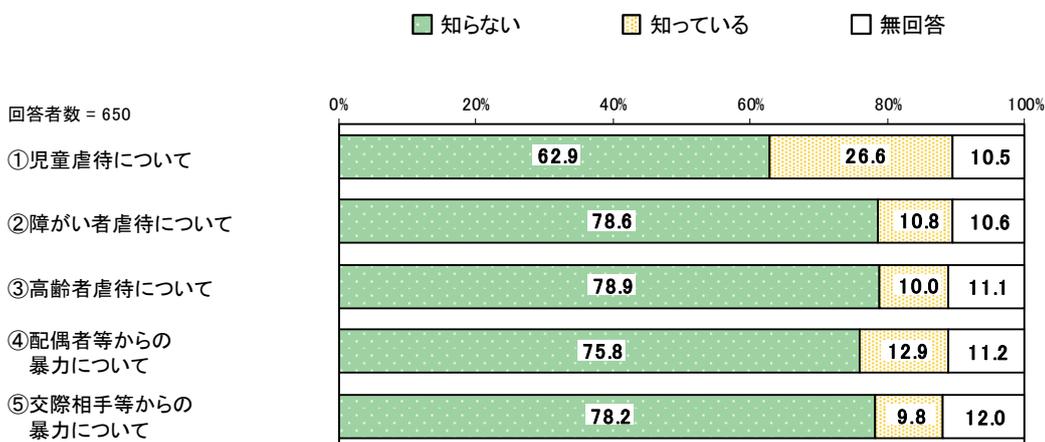
2) どのような行為が「虐待・暴力等」にあたるかについての認識度

『児童虐待』、『配偶者等からの暴力』については、「よく知っている」と「だいたいは知っている」を合わせた“知っている”の割合が70%を超えています。『障がい者虐待』では62.0%、『高齢者虐待』では64.7%、『交際相手等からの暴力』では61.2%と、やや低い傾向にあります。



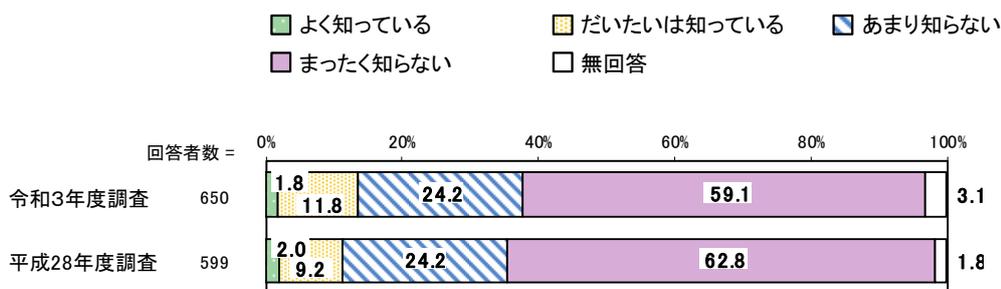
3) 「虐待・暴力等」について相談する窓口や機関についての認知度

『児童虐待』については、「知っている」の割合が 26.6%となっていますが、『障がい者虐待』、『高齢者虐待』、『配偶者等からの暴力』、『交際相手等からの暴力』では、いずれも 10%前後の認知度となっています。



4) 「オレンジリボン運動(※②)」の認知度

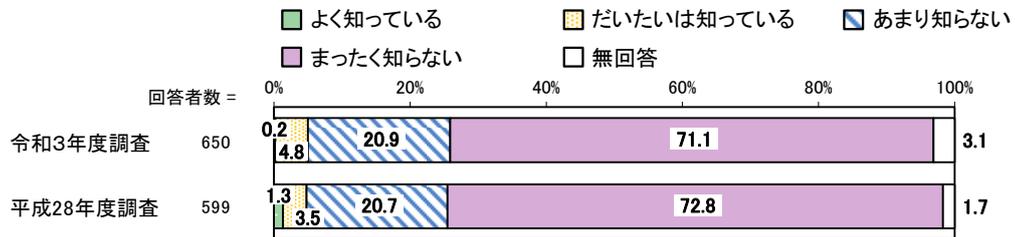
平成 28 年度と令和 3 年度の比較では、わずかに認知度が上昇していますが、令和 3 年度の「よく知っている」と「だいたいは知っている」の割合は 13.6%となっています。



※②：児童虐待防止のシンボルマークとして“オレンジリボン”を広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける運動のことをいいます。厚生労働省では、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発活動を実施する際に“オレンジリボン”を使用します。

5) 「パープルリボン運動(※③)」の認知度

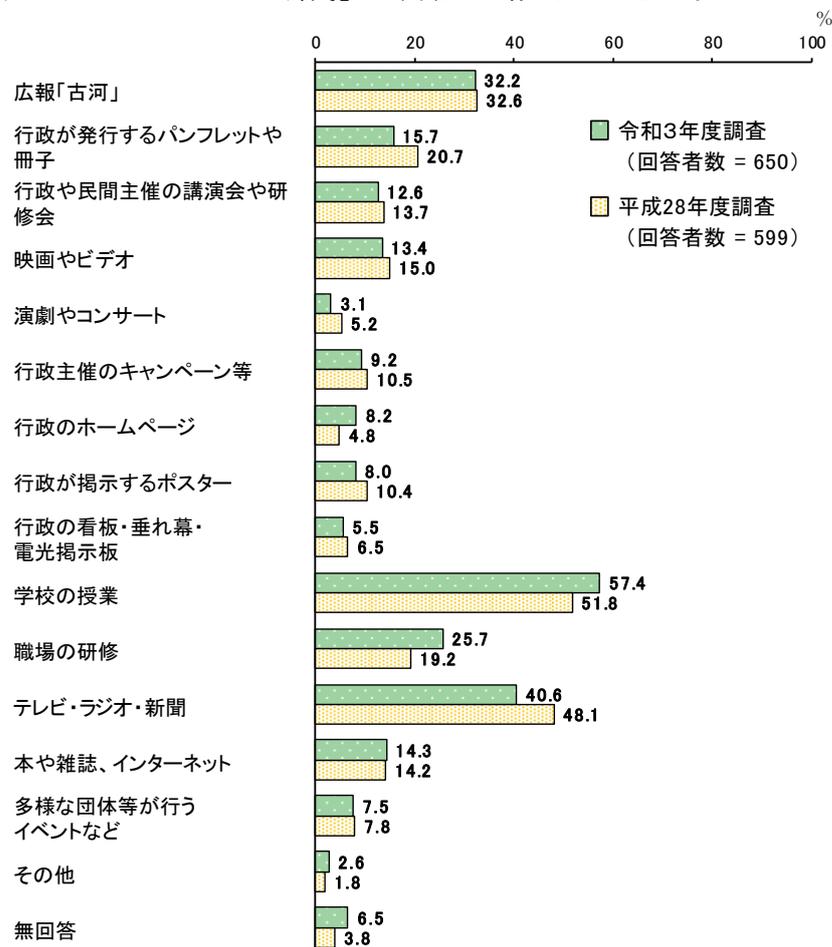
平成 28 年度と令和 3 年度の比較では、わずかに認知度が上昇していますが、令和 3 年度の「よく知っている」と「だいたいは知っている」の割合は 5.0% となっています。



※③：アメリカで生まれた女性に対する暴力を許さない社会を目指す草の根運動で、紫色の“パープルリボン”を身につけることで、DVについて知ってもらい、考えてもらう運動のことをいいます。内閣府では、毎年11月12日から23日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、意識啓発や教育の充実を図る際に、“パープルリボン”を使用します。

6) 虐待やDV防止の広報・啓発活動に効果的だと思う取組み（複数回答）

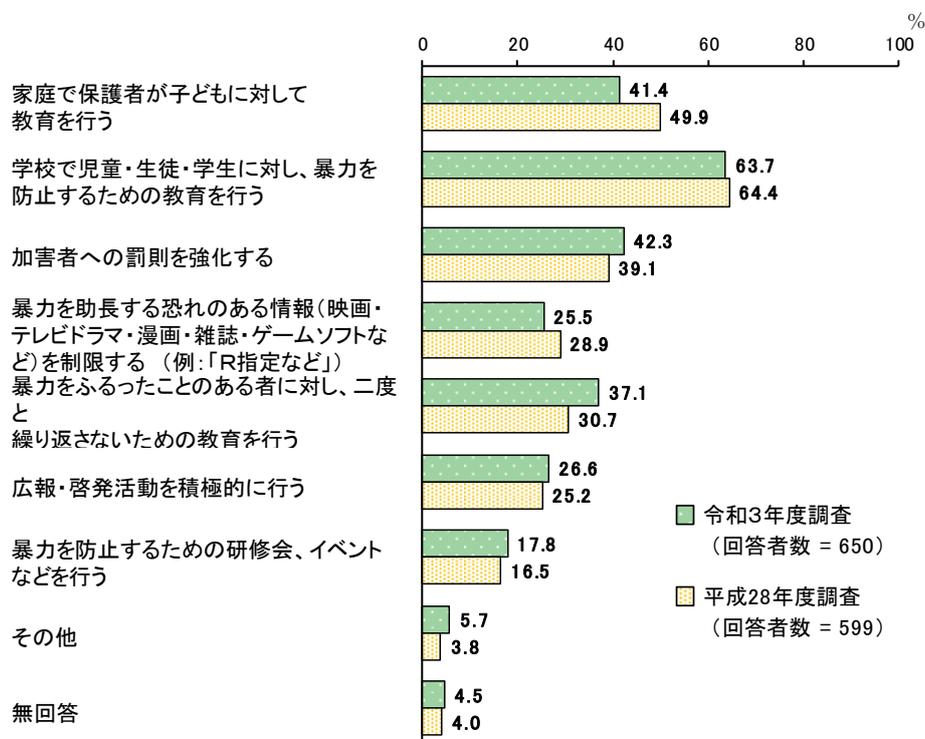
令和3年度調査では、「学校の授業」の割合が57.4%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞」の割合が40.6%、「広報『古河』」の割合が32.2%となっています。平成28年度調査と比較すると、「学校の授業」「職場の研修」の割合が増加し、「テレビ・ラジオ・新聞」の割合が減少しています。



7) 虐待やDVを防止するためにどのようなことが必要だと思いますか
(複数回答)

令和3年度調査では、「学校で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」の割合が63.7%と最も高く、次いで「加害者への罰則を強化する」の割合が42.3%、「家庭で保護者が子どもに対して教育を行う」の割合が41.4%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」の割合が増加しています。一方、「家庭で保護者が子どもに対して教育を行う」の割合が減少しています。

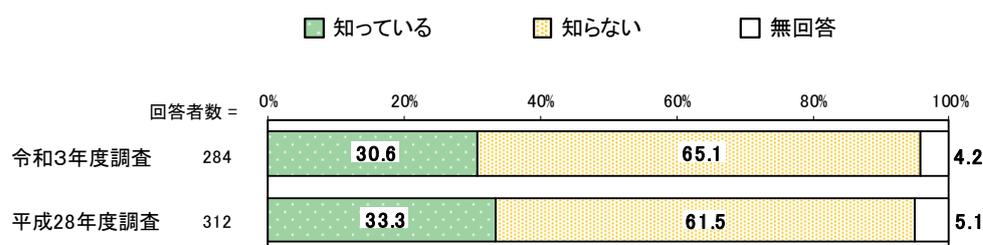


【配偶者等との関係についてのアンケート】

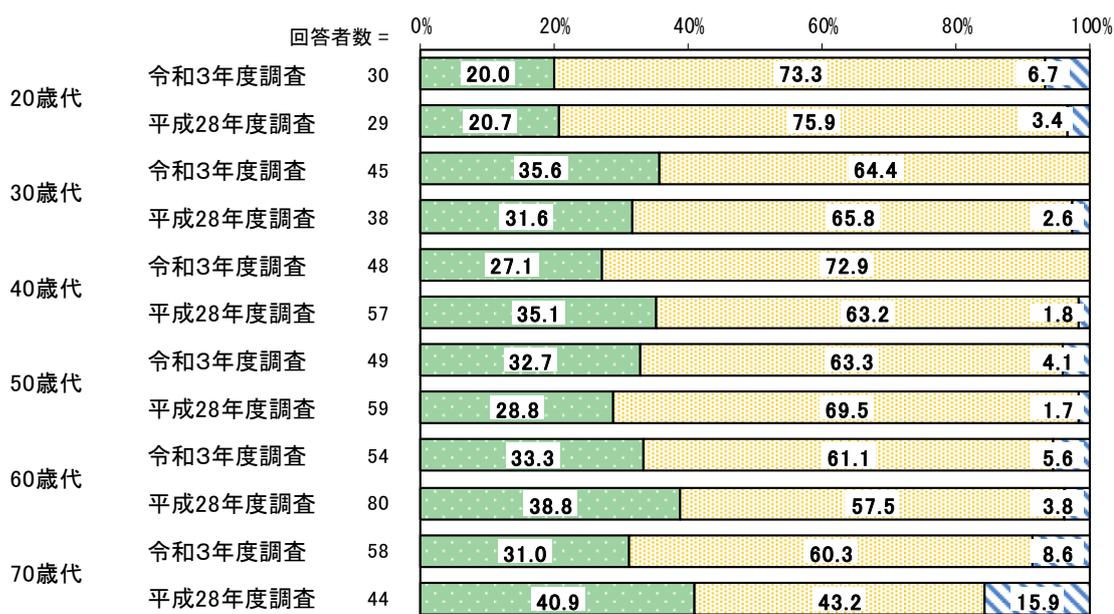
1) 配偶者等との関係・問題について相談できる窓口の認知度

令和3年度調査では、「知っている」の割合が30.6%、「知らない」の割合が65.1%となっています。

年齢別で見ると、平成28年度調査に比べ、40歳代と70歳代で「知っている」の割合が減少しています。



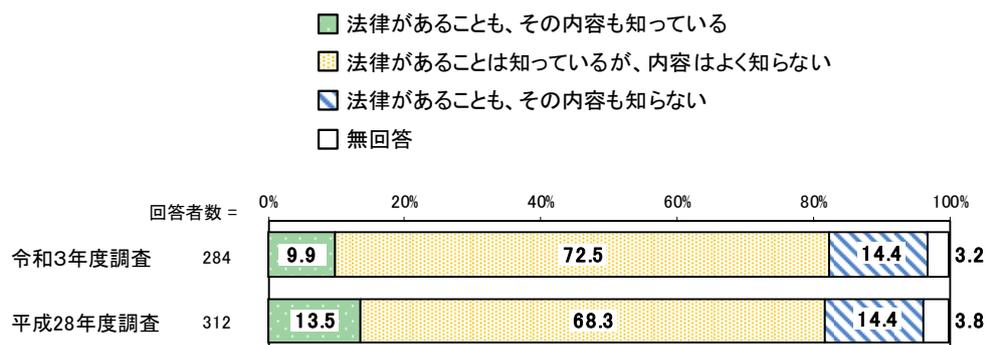
【年齢別】



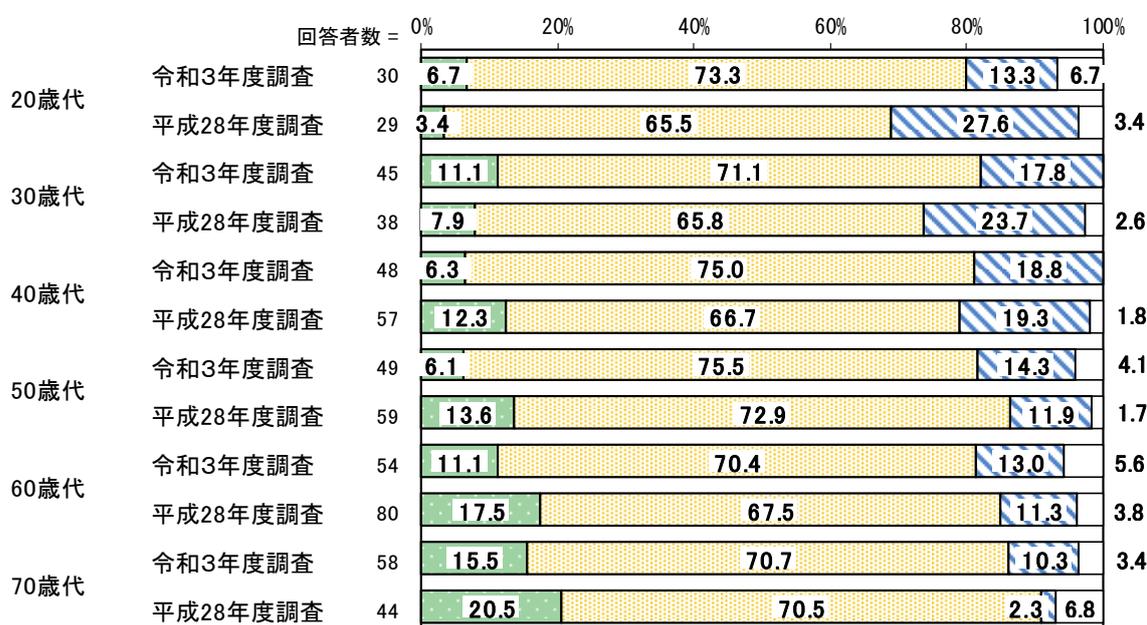
2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の認知度

令和3年度調査では、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」の割合が72.5%、「法律があることも、その内容も知らない」の割合が14.4%となっています。

年齢別で見ると、平成28年度調査に比べ、40歳代以上で「法律があることも、その内容も知っている」の割合が減少しています。



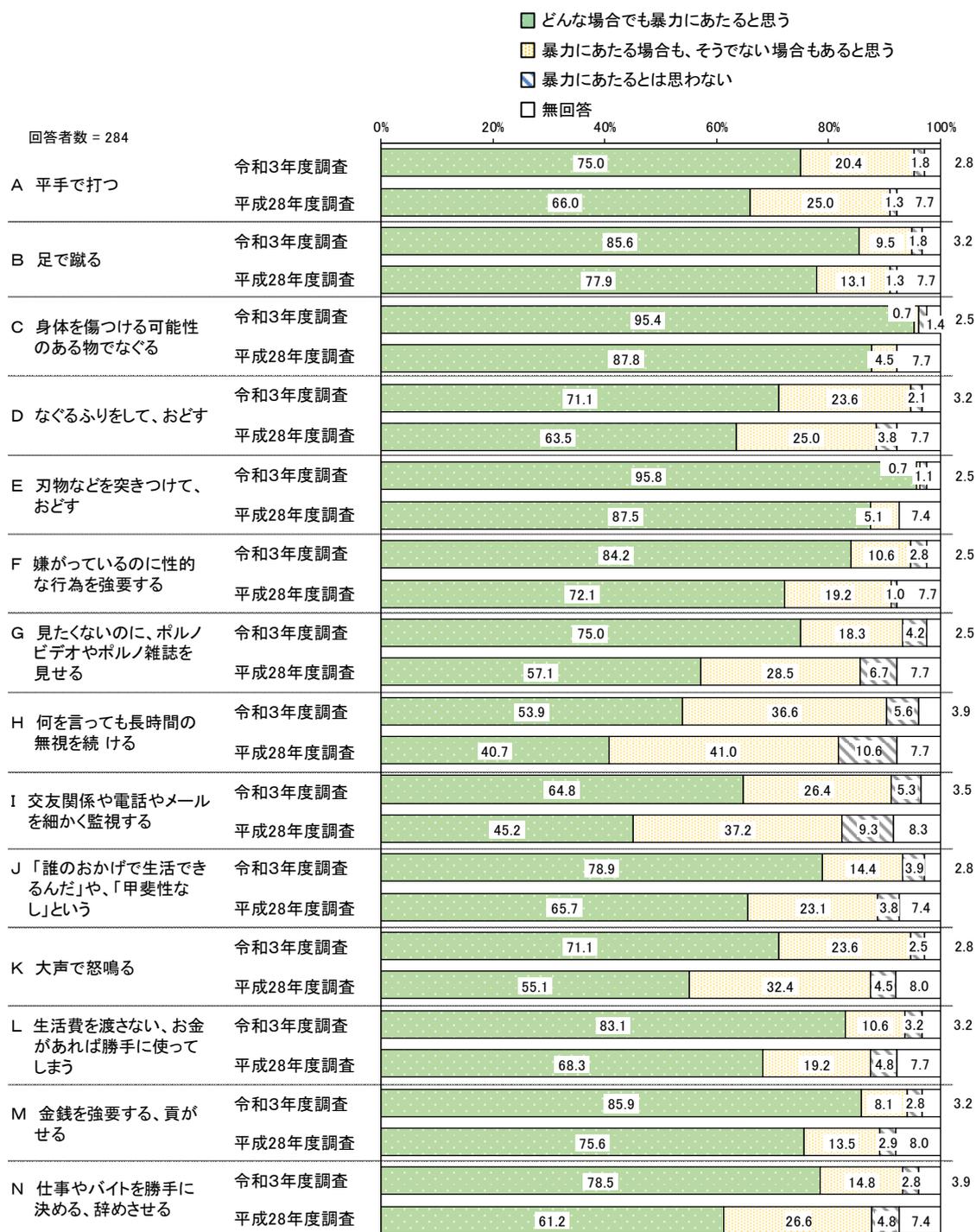
【年齢別】



3) 配偶者等との関係において、どのような行為が暴力だと思いますか

令和3年度調査では、『E 刃物などを突きつけて、おどす』での「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が95.8%と最も高く、次いで『C 身体を傷つける可能性のある物でなぐる』の割合が95.4%、「B 足で蹴る」の割合が85.6%となっています。

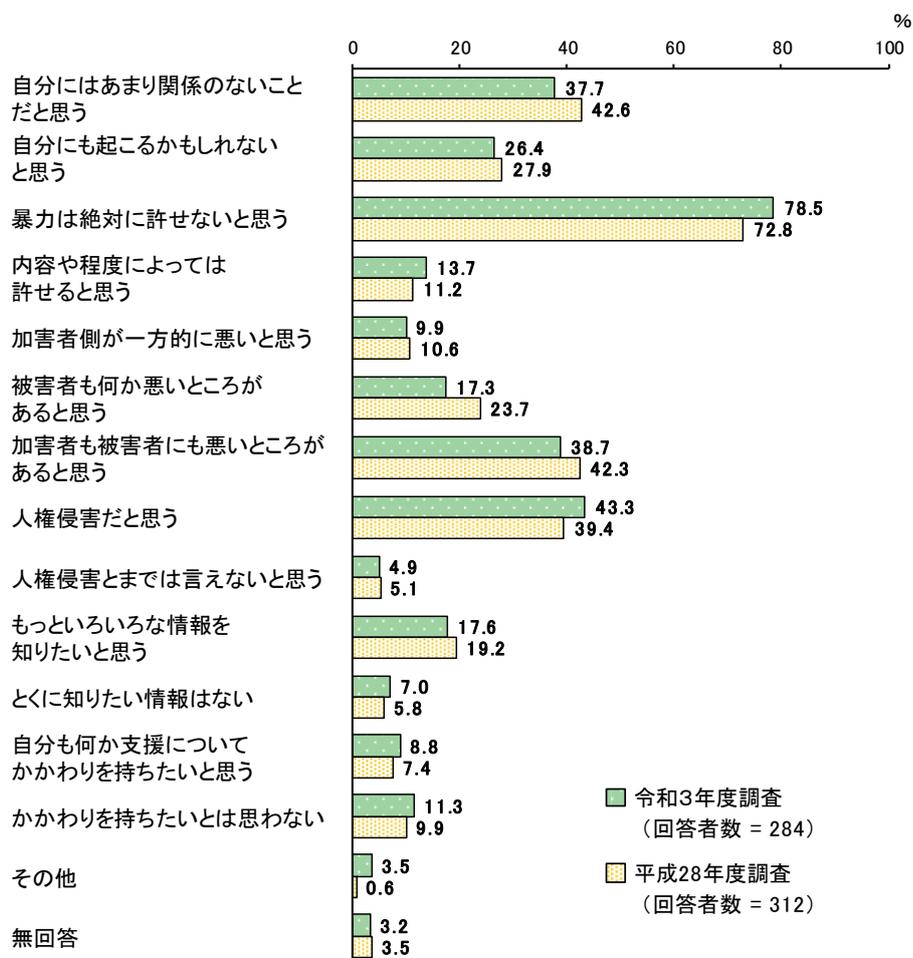
平成28年度調査と比較すると、『G 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる』『I 交友関係や電話やメールを細かく監視する』での「どんな場合でも暴力にあたると思う」割合が大きく増加しています。



4) 配偶者等からの暴力についての印象（複数回答）

令和3年度調査では、「暴力は絶対に許せないと思う」の割合が78.5%と最も高く、次いで「人権侵害だと思う」の割合が43.3%、「加害者にも被害者にも悪いところがあると思う」の割合が38.7%となっています。

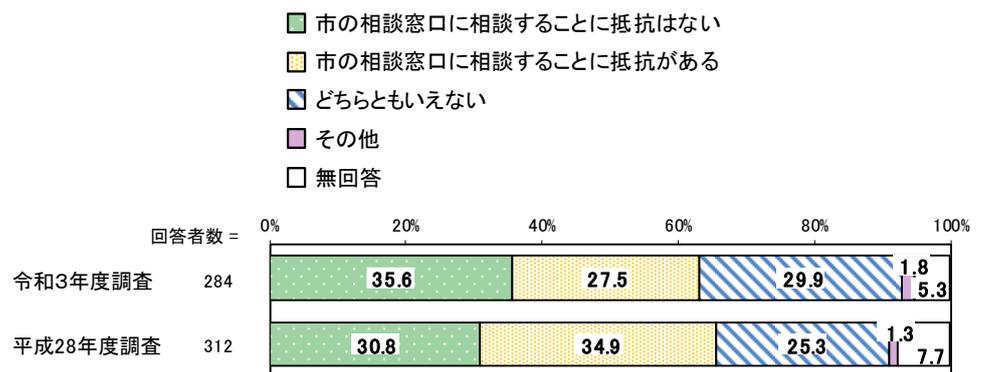
平成28年度調査と比較すると、「自分にはあまり関係のないことだと思う」の割合が減少しています。



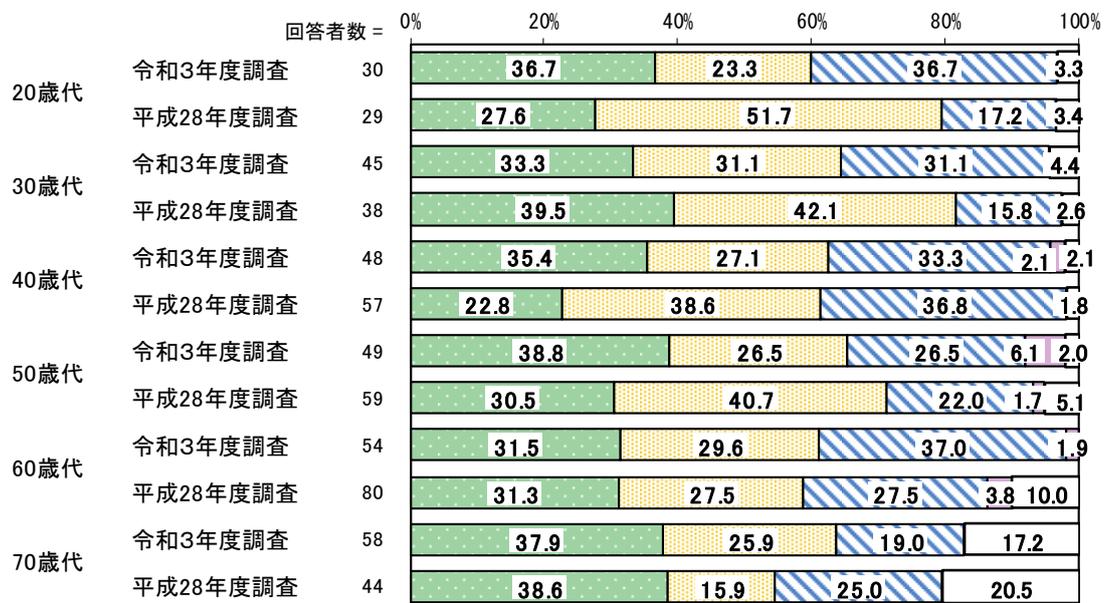
5) 配偶者等との関係について、市の相談窓口に相談することについてどのように思いますか

令和3年度調査では、「市の相談窓口で相談することに抵抗はない」の割合が35.6%、「市の相談窓口で相談することに抵抗がある」の割合が27.5%となっています。

年齢別で見ると、平成28年度調査に比べ、20歳代、40歳代、50歳代で「市の相談窓口で相談することに抵抗はない」の割合が増加しています。

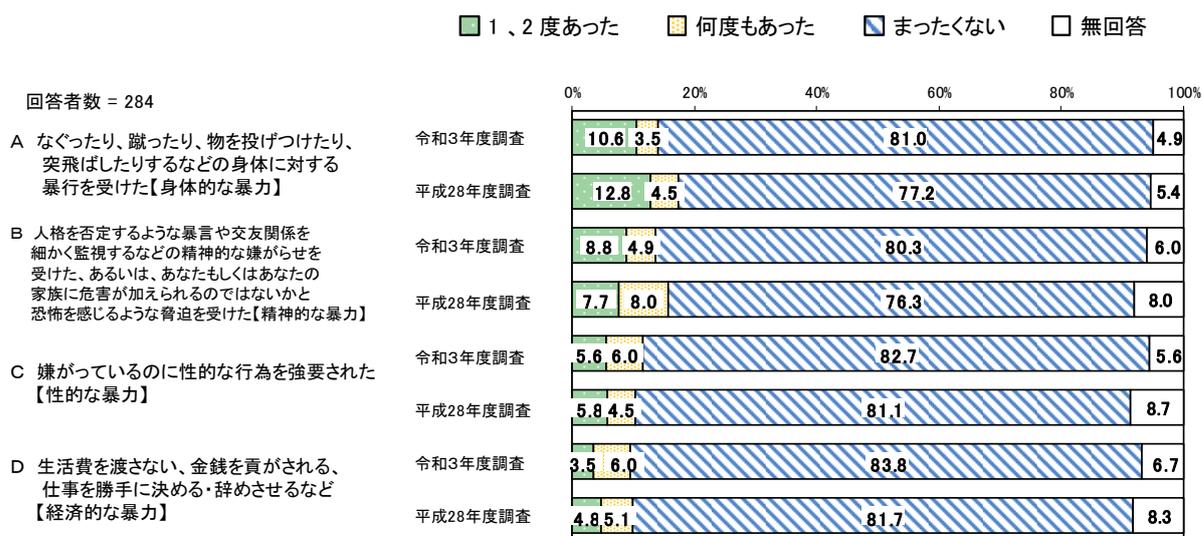


【年齢別】



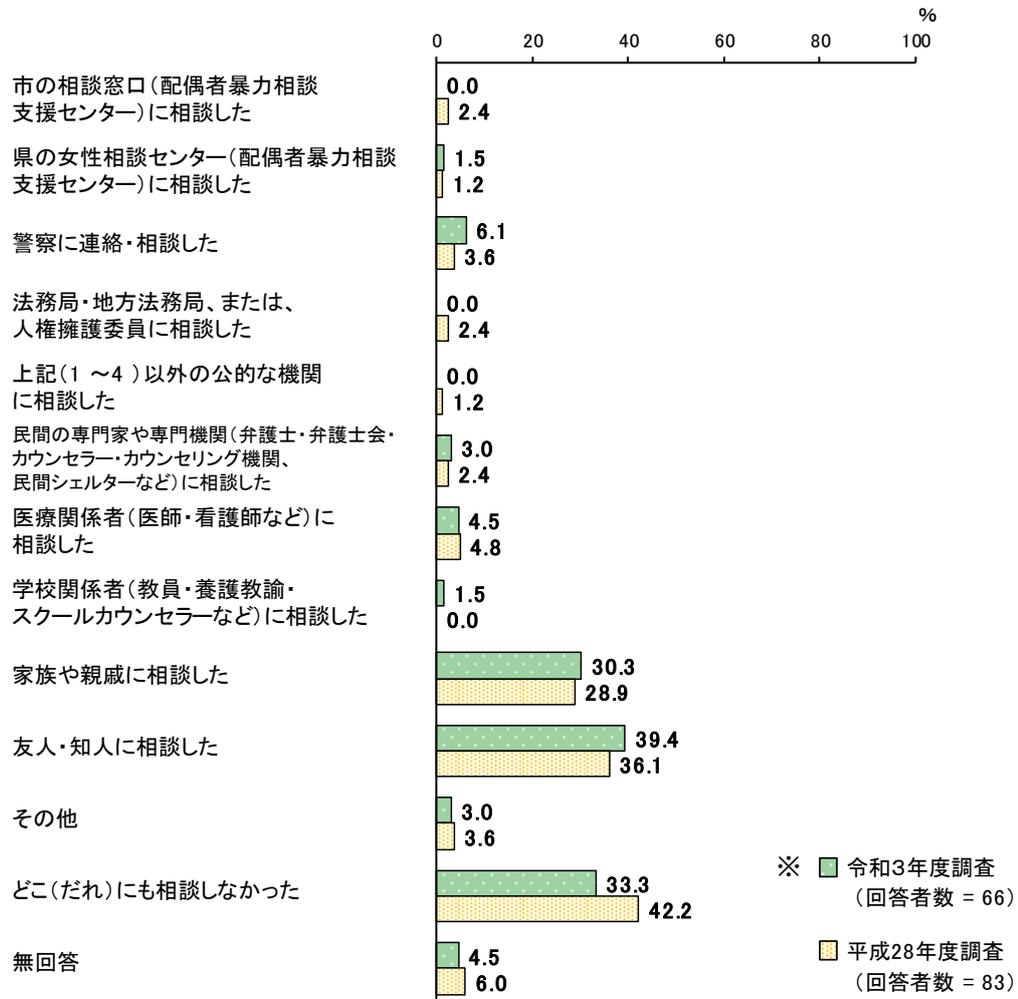
6) 配偶者等から次のようなことをされたことはありますか

令和3年度調査では、『A なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた【身体的な暴力】』での「1、2度あった」の割合が10.6%と最も高く、次いで『B 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた【精神的な暴力】』の割合が8.8%となっています。



7) 配偶者等から受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか（複数回答）

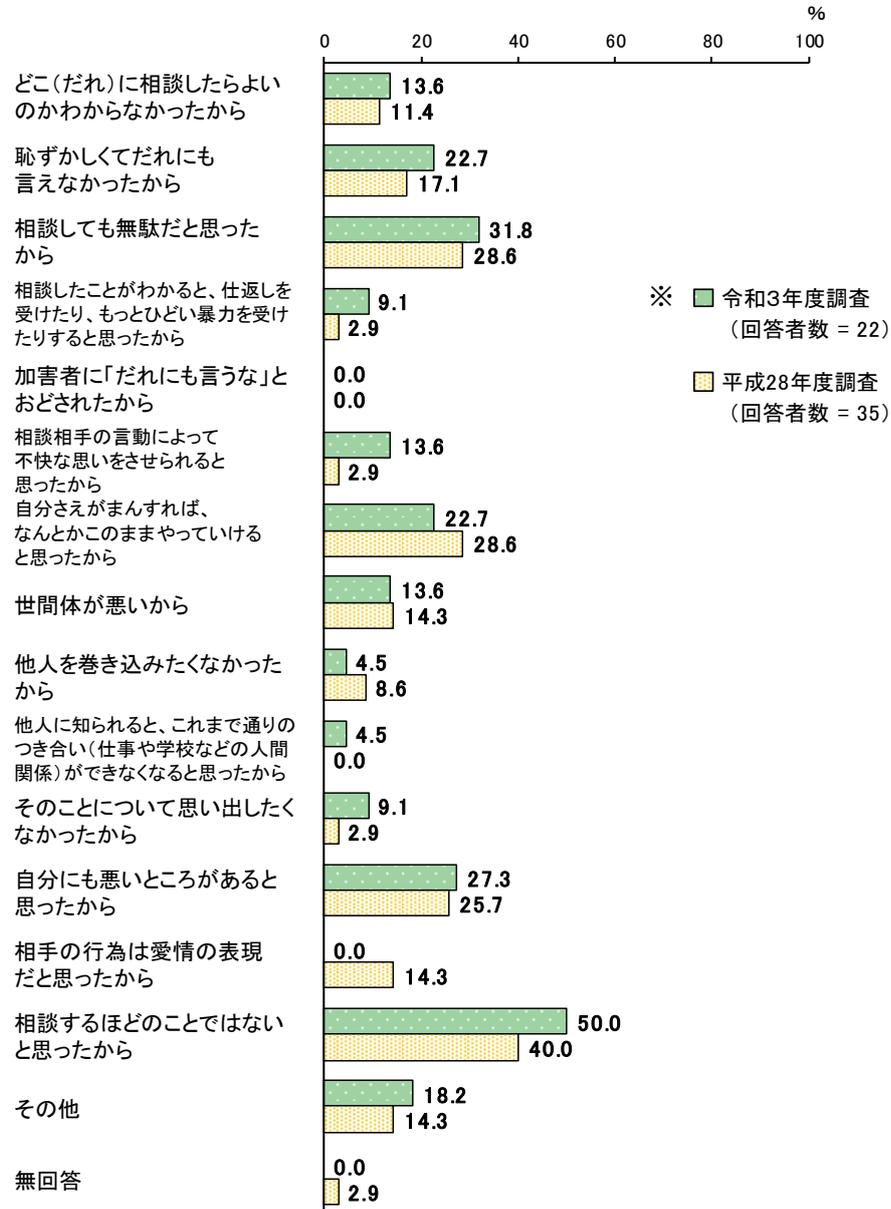
令和3年度調査では、「友人・知人に相談した」の割合が39.4%と最も高く、次いで「どこ（だれ）にも相談しなかった」33.3%、「家族や親戚に相談した」の割合が30.3%となっています。



※ 【身体的な暴力】【精神的な暴力】【性的な暴力】【経済的な暴力】のうち、1つでも「1、2度あった」または「何度もあった」と回答した者

8) あなたがどこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか（複数回答）

令和3年度調査では、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が50.0%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」31.8%、「自分にも悪いところがあると思ったから」の割合が27.3%となっています。



※配偶者等から受けた行為について、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した者

9) 男女間における暴力を防止するには、どのようなことが必要だと思いますか（自由意見）

令和3年度調査では、「お互いの理解」が36件と最も多く、次いで「子どもへの教育について」が26件、「相談体制について」が23件となっています。

カテゴリ	件数
1. 相談体制について	23件
2. DV防止に向けた啓発活動について	5件
3. DV防止に向けた教育について	2件
4. 子どもへの教育について	26件
5. 地域のつながりについて	6件
6. 関係機関の連携について	1件
7. 法制度、行政職員の権限	6件
8. 被害者の支援・保護制度	8件
9. 加害者への支援制度	7件
10. 子育て環境、家庭環境について	1件
11. 事例の発見について	1件
12. 経済的支援について	1件
13. 自分の心がけについて	22件
14. お互いの理解	36件
15. その他	11件

【主な意見（抜粋）】

(1) 相談体制について

- ・あきらかに暴力や支配を受けている時に相談できる所がある、逃げられると知っているだけで違うと思う。婚姻届けを出すときにでも知らせてあげるとよい。
- ・相談の窓口を作ったり、警察でも相談できる場所をすぐ利用できるようにする。
- ・ささいな事でも、誰かに相談をする。

(2) DV防止に向けた啓発活動について

- ・「暴力は絶対にしてはいけないこと」「何かあったらどこに相談すればいいか」行政がもっと情報を提供して市民に知らせることは大切だと思います。

(3) DV防止に向けた教育について

- ・男女共にスキルアップする必要がある。
- ・女性は男性よりも物理的な力は劣るが、男性よりも精神的、忍耐力はあると思う。その面がわかるような意識づけが必要かもしれない。あとは暴力をうけてもやり返せる力を身につけたらいいと思う（護身術など）。

(4) 子どもへの教育について

- ・小さい頃から暴力について正しい教育をする必要がある。家庭内の暴力は学校などでいじめにつながる可能性もあり、子どもの頃から暴力についても考える機会があるとよいと思う。
- ・小さいうちから性差別を助長するような教育を減らす。
- ・幼い頃からの家庭や学校での教育など、子どもの頃から折にふれ考える環境がある事が大事と考えます。

(5) 地域のつながりについて

- ・もっと身近に話し相手がいるとよいと思います。他人事ではなく近所の人も知ってほしいと思います。警察の人もっと早く助けてほしいです。
- ・やはり近所の人の方が必要になると思います。ただ通報する場所もはっきりとは分からないし、その後の近所付き合いにも影響が出てくる可能性があるため難しいと思います。

(6) 関係機関の連携について

- ・第三者が介入した方がよいと思います。

(7) 法制度、行政職員の権限

- ・行政の支援（相談窓口など）が必要。
- ・法改正。罰則が甘いと思います。

(8) 被害者の支援・保護制度

- ・たがいに暴力だと思える考え方。一度でも暴力をされたら、相手からはなれるという思考。依存しない。相手との関係性を気軽に話せる友人等。
- ・逃げるのは罪ではない、悪いことではない、という意識。

(9) 加害者への支援制度

- ・暴力をするからには何らかの原因があるので、その原因を少しでも取り除き、暴力についての認識が必要。暴力をふるう人はなかなかやめることはできないので別れるしかないのでは。
- ・“今”だけでなく、その人の“過去”に問題があることが多いので、これからの若い世代のメンタルケアも早期にする必要がある。

(10) 自分の心がけについて

- ・自分が加害者になりうることを自覚し、気をつけて相手を尊重しながら接すること。
- ・精神的に我慢できるように、話し合いをすとか約束を決める。相手を否定せず、良い点を見るようにしたり見つけたりする。

(11) お互いの理解

- ・相手への敬意と思いやり。
- ・何でも話し合えるようにすることやお互いの意志を尊重すること。

3 第2期計画における取組みの評価

本市では、第1期計画を策定後、「古河市虐待DV対策地域協議会」の「代表者会議」において、毎年報告を行い、計画の進捗管理を行ってきました。

評価は、「実施状況」と「今後の方向性」について自己評価を行い、第2期計画における体系（基本目標・施策の方向・施策）に沿って、それぞれに基準を設けて実施し、「虐待・DV対策基本計画 実施状況評価表」としてまとめました。

「実施状況」の評価では、「A：達成している」（51.9%）、「B：一部達成している」（27.8%）を合わせると約8割（79.7%）となっています。

一方、「今後の方向性」の評価では、「継続していく」が66.7%と6割を超えているものの、「再検討（見直し）が必要」と「継続していくが見直しが必要」を合わせた割合も33.3%となっています。

【実施状況評価ランク】

- A … 達成している
- B … 一部達成している
- C … 達成に向けて対応中（実施中）
- D … 実施に向けて課題整理の段階（未実施）
- E … 目標自体の再検討が必要（未実施）

【今後の方向性】

- 1 … 継続していく
- 2 … 継続していくが見直しが必要
- 3 … 再検討（見直し）が必要

	取組み番号	取組みの内容	施策数	実施状況評価（施策数）					今後の方向性（施策数）		
				A	B	C	D	E	1	2	3
基本目標1	取組み1-①	受理・調査・方針決定・支援・評価・終結までのシステム化の確立	5	1	1		3		5		
	取組み1-②	虐待対応専門職チーム等の活用（専門職によるアドバイス）の検討	2				2				2
	取組み1-③	施設・事業所内での虐待に対する監督体制の確立と連携	3	3					3		
基本目標2	取組み2-①	緊急時の安全確保体制、避難施設の確保、充実	4	3			1		3	1	
	取組み2-②	自立支援に向けての新たなサービスの充実	2				2			2	
	取組み2-③	法的措置や適切なサービスにつなぐための情報連携と情報提供	3	3					3		
基本目標3	取組み3-①	庁内での相談部門の相談・支援体制の強化	9	8	1				9		
	取組み3-②	民間支援団体等の設立支援・育成	5	3				2	3		2
	取組み3-③	外国人からの相談の支援の充実	3		3					3	
基本目標4	取組み4-①	庁内情報連携体制の見直し	2	1	1				2		
	取組み4-②	関連支援機関・団体との連携・協働の強化	3	2				1	2		1
	取組み4-③	虐待DV対策地域協議会の体制の見直し	3	2	1				2	1	
基本目標5	取組み5-①	認知度の向上を目指した積極的な広報啓発活動の実施	4	1	3				1	3	
	取組み5-②	教育部門との連携による広報啓発活動	4		4				1	3	
	取組み5-③	新しい形態・メディアでの情報発信	2	1	1				2		

4 / 古河市における虐待・DVに関する今後の課題

本市では、「第2期古河市虐待・DV対策基本計画」において、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待への対応やDV防止のための施策に取り組んできましたが、虐待やDVに関する事件は近年深刻化、複雑化し、本市においても、相談や虐待がなくなることはありません。

アンケート調査結果における「虐待・暴力等」に当てはまると思われる行為を受けた経験についても、受けた割合は低いものの、虐待や暴力を受けている市民がいることがうかがえます。

また、「虐待・暴力等」について相談する窓口や機関についての認識度についても、「知らない」の割合が高くなっています。

国においても、虐待やDVのない社会を目指すため、オレンジリボン運動やパープルリボン運動などを展開していますが、アンケートの調査結果をみると、これらの運動についても認知度が低くなっています。

虐待やDVの防止、あるいは虐待やDV防止のための広報・啓発に効果的な取組みについては、幼少期からの学校における豊かな心の育成に関する教育も必要であると考えられます。

今後、本市においては、小さいころからの虐待やDV防止に向けた広報・啓発活動を重点的に行っていくとともに、被害者が安心して相談できる体制の整備や支援を行い、虐待やDVの根絶に向けた施策を更に推進していくことが必要であると考えます。

第3章

計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

本計画においては、虐待・DV対策施策を推進するにあたり、次の通り基本理念を掲げます。

いかなる虐待・暴力も許さない

安心して暮らせる古河^{まち}

市民一人ひとりの人権が尊重され、安全で安心して暮らすことのできる社会の実現は、すべての人の願いであり、社会全体の責務でもあります。そのためには、いかなる虐待・暴力も許さないという信念のもと、市民が虐待・DVについて正しく理解し、関係機関等の協働により、切れ目ない支援を行う必要があります。

このような視点から、本計画では「いかなる虐待・暴力も許さない 安心して暮らせる古河（まち）」を基本理念とします。

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 虐待・DVの防止に向けた広報啓発活動の推進 **【重点】**

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備と強化

基本目標Ⅲ 緊急時の被害者の安全確保

基本目標Ⅳ 被害者の自立を支援する体制の整備

基本目標Ⅴ 関係機関との協働体制の確立

3 計画の体系

基本目標Ⅰ 虐待・DVの防止に向けた広報啓発活動の推進【重点】	
施策の方向1	虐待・DVの未然防止のための意識啓発
施策の方向2	教育部門との協働による虐待・DV防止のための広報啓発
施策の方向3	様々なメディアを通じた虐待・DV防止のための情報発信
基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備と強化	
施策の方向1	庁内・庁外の関係機関との協働による相談体制の整備
施策の方向2	外国籍の方からの相談体制の充実
施策の方向3	相談対応を行う職員のスキルアップ
基本目標Ⅲ 緊急時の被害者の安全確保	
施策の方向1	緊急時の被害者の安全確保体制の整備
施策の方向2	緊急時に被害者が利用できる避難施設の確保と拡充
施策の方向3	緊急時に被害者を支援できる体制の整備
基本目標Ⅳ 被害者の自立を支援する体制の整備	
施策の方向1	法的措置や適正なサービス利用に繋げるための情報共有・情報提供
施策の方向2	被害者の精神面に配慮した支援の実施
施策の方向3	施設入所者・施設退所者の自立に向けた支援
基本目標Ⅴ 関係機関との協働体制の確立	
施策の方向1	庁内での情報共有体制の強化
施策の方向2	関連支援機関・専門支援機関などとの協働
施策の方向3	虐待DV対策地域協議会の体制の見直し

4 目標と具体的な取組み

基本目標 I 虐待・DVの防止に向けた広報啓発活動の推進



虐待やDVを許さない社会の推進のためには、虐待やDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということを、広報啓発していくことが重要です。

働く場や地域など市民が暮らす様々な場で、幅広い対象に向けて啓発を推進し虐待やDVへの認識を高めていくためにも、子どものころからの啓発を図っていくとともに、様々なメディアを通じて市民に適切な情報を提供していきます。

施策の方向1 虐待・DVの未然防止のための意識啓発

地域の方からの通報により、虐待やDVを未然に防ぐことができたケースもあります。虐待やDVについて、市民の正しい理解と意識の高揚を図るため、平素より様々な啓発活動を行います。

施策	具体的な取組み	所管課
様々な広報媒体（広報紙やホームページ、パンフレット、チラシ等）を活用した市民への虐待・DV防止についての情報提供	広報紙やホームページ、チラシ等を活用し、啓発活動の強化を図ります。	障がい福祉課
	相談窓口の周知を図るとともに、相談者に対しプライバシーの保護へも配慮することを伝えていきます。	高齢介護課
	児童虐待に対して、乳児健診の案内にチラシやリーフレットを同封したり、幼児健診での保健師相談時に、対面でチラシやリーフレットを手渡しするなど、虐待内容の周知を図ります。 【新規】	子育て包括支援課
	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊産婦や乳幼児を持つ保護者に対し妊娠期から乳幼児期までの正しい知識の普及や相談窓口等の情報提供を継続します。	
DVの未然防止のための意識啓発	広く情報の啓発ができるように、ホームページやSNS等を通じた普及啓発について検討します。 DV防止について公共施設や商業施設などに周知用のチラシを設置するほか、様々なメディアを活用してDV防止の内容について周知を図ります。	子育て包括支援課

【新規】：今期の計画から新たに取り組んでいきます。

【拡充】：これまで施策として取り組んできましたが、内容や対象を広げるなど、より充実させていきます。

※記載のない取組み項目については、現在の取組みを継続して実施していきます。

施策の方向2 教育部門との協働による虐待・DV防止のための 広報啓発

虐待・DV防止のための正しい理解と、意識啓発については、小さいころからの教育が必要であるため、教育部門との連携、協働を図り、広報啓発活動を強化します。

施策	具体的な取り組み	所管課
小・中学校において、 児童の学齢期に合わせた 虐待・DV防止の啓発の実施	子どもの人権SOSミニレター、各種相談窓口のパンフレットを配布し周知を図ります。	指導課
	児童・生徒に虐待やいじめなどあらゆる悩みや不安を相談できる人（養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）がいることの周知や、相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等）を常に教室や廊下等へ掲示します。	
	人権擁護委員と連携し、小・中学校で人権教室を開催することで意識啓発を図り、啓発グッズ等の配布により児童虐待を含む電話相談窓口や、子どもの人権SOSミニレターによる手紙相談などを周知します。	人権推進課
市民向けの児童虐待・ DV防止に関する学習 会の実施	教育部門と協働で、学校の授業で虐待・DV防止の啓発活動の実施に向けた協議を実施します。 【新規】	子育て包括支援課
	市内の小・中学校に対し順次、児童・生徒の学齢期に合わせた啓発活動を実施することで、若年層への虐待やDV防止についての正しい知識と相談窓口の周知を図ります。 【新規】	
学校等における高齢者 虐待防止のための講座 の実施	家庭教育学級で虐待を含めた人権学習会を行います。	生涯学習課
	より多くの保護者に学習の機会を提供できるよう、SNSを活用した配信を行います。	
学校等における高齢者 虐待防止のための講座 の実施	市内の小・中学校に対し、認知症サポーター養成講座を実施します。講座を通して、認知症の正しい理解を深め、虐待防止の啓発を図ります。	高齢介護課

施策の方向3 様々なメディアを通じた虐待・DV防止のための情報発信

市の情報発信のメディアとしては、市の公式ホームページや、公式 LINE が開設されています。これらのほか、様々なメディアやイベントを通して虐待・DV防止のための情報発信を行います。

施策	具体的な取り組み	所管課
「児童虐待防止推進月間」、「女性に対する暴力をなくす月間」、「障害者週間」、「認知症を知る月間」等に合わせた情報発信の実施	インクルーシブフェスティバル(※④)において、障がい者虐待防止の啓発のための情報発信を行います。	障がい福祉課
	「認知症を知る月間」として、9月に広報古河、啓発ブースの設置などを実施します。啓発ブースは、図書館等目の触れる場所に設置し周知の機会を増やします。 【拡充】	高齢介護課
	「児童虐待防止推進月間」(オレンジリボンキャンペーン)、「女性に対する暴力をなくす月間」の時期である11月を中心に、広報古河、街頭キャンペーン、啓発ブースの設置などを実施します。啓発ブースを複数か所増設もしくは設置場所をより多くの市民の目に触れる場所に変更し、周知機会を増やします。 【拡充】	子育て包括支援課

※④：障がいに関する理解を深めるとともに、障がいのある人があらゆる分野にて、積極的に参加する意欲を高め、“障がいのある人もない人も誰もが心豊かに安心して暮らせるまち”を目指すために行うイベントとして実施しています。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制の整備と強化



虐待やDVは、一般的に外部からの発見が難しい家庭内において行われるケースが多いため、潜在化しやすいという特性があることから、被害者を早期に適切な支援に結び付けていくことが重要となります。

被害者が虐待やDV被害を一人で抱え込まず、安心して相談することができるよう、関係機関との連携を図り、相談体制を整備していきます。

また、専門的立場からの助言、指導を受け、相談時に感じた不安や迷いを払拭することができるよう相談員等のスキルアップを図っていきます。

施策の方向1 庁内・庁外の関係機関との協働による相談体制の整備

虐待やDVの被害は、複雑・多様化しており、庁内・庁外を問わず、関係機関どうしでの情報の共有や、さらなる協働体制の充実を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
庁内・庁外の関係機関と連携し、情報共有のための体制整備	重層的支援体制(※⑤)の多機関協働事業で利用している、対象者の情報共有ツールである「古河市電子@連絡帳」(※⑥)の、虐待・DVの支援関係者間での利用を促進します。	福祉推進課
	庁内については、引き続き連携をとり、庁外についてはその都度対応します。	社会福祉課
	障害者自立支援協議会や専門部会等を通じ、基幹相談支援センター(※⑦)等の専門職との情報共有を図ります。	障がい福祉課
安心して相談できる相談体制の整備	各地域包括支援センター(3か所)に人員基準通りの専門職を配置し、相談体制の充実を図ります。	高齢介護課
	相談者が安心して相談できる環境の整備に努めます。	子ども福祉課
	子ども家庭総合支援拠点(※⑧)として、市内在住のすべての子どもとその家庭、及び妊産婦を対象に、より専門的な相談や訪問等により総合的、継続的な支援を行います。	子育て包括支援課
	子ども家庭センター(※⑨)設置に向けての体制整備を行います。 【新規】	
担当者と相談支援専門員が連携・協働しながら対応します。	児童発達支援センター	

施 策	具体的な取り組み	所管課
安心して相談できる 相談体制の整備	関係機関と連絡をとり、相談者が次の支援に安心して移行できるように努めます。	健康づくり課
	フリーダイヤルやメールでの相談受付を行い、当事者の相談を傾聴し、ストレスや不安の軽減に努めています。匿名での相談も可能とし、広く市民の相談に対応します。	生涯学習課
	養育者及び養護者が安心して生活できるよう、家族が抱えている問題の把握に努めるとともに養育者及び養護者支援のため、関係機関の情報の共有と協働を図ります。	高齢介護課 障がい福祉課 子育て包括支援課
	人権擁護委員と連携・協働しながら相談体制の充実を図ります。	人権推進課
学校における相談体制の整備	児童・生徒がSOSを出しやすい環境づくりのため、「SOSの出し方に関する教育」の推進を市内の小・中学校に要請します。	指導課
	市内の小・中学校においては、一人一台の端末を活用した校内オンライン相談窓口を設置し、各自の端末へ相談窓口等のリンクを登録し、相談しやすい相談体制を整備します。 【新規】	
	教職員等に対して、古河市の体制や関係機関等について周知します。	
関係機関との協働体制の整備	庁内及び庁外の関係機関に継続的に児童虐待やDVに関する情報を発信して、相談の協働体制の維持に努めます。 【拡充】	子育て包括支援課

※⑤：社会福祉法の改正により、令和3年4月から「重層的支援体制整備」が施行されており、任意事業としてその取り組みが行われています。例えば、虐待に関する相談を受けた世帯の中に、障がい者や高齢者、貧困など他の分野での支援が必要な世帯員が含まれていることがありますが、それらに対する相談を受けた場合に、まずは、断らず受け止め、関係する市役所の部署や外部の機関と情報を共有し、連携・協働して支援する、という体制のことを重層的支援体制といいます。

※⑥：支援対象者の情報を、その対象者に関わっている医療・福祉・保健・教育等の多職種の間で相互に共有し、連携・協働をより強化するためのICTを活用した情報共有ツールです。登録されたパソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末を通して、様々な関係機関の間で、情報伝達をスムーズに行うことができ、多職種協働の体制を支えています。

- ※⑦：障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から位置づけられた相談機関であり、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことにより、現在の相談支援体制を強化することを目的としています。設置は市町村の任意となっています。
- ※⑧：児童福祉の拠点であり、市内在住のすべての子どもとその家族、及び妊産婦を対象に、より専門的な相談や訪問等により、総合的、継続的な支援を行います。要保護児童対策地域協議会を設置しています。古河市では、子育て包括支援課 児童相談係が拠点の機能を果たしています。
- ※⑨：これまでの母子保健の拠点となる母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）、児童福祉の拠点となる子ども家庭総合支援拠点それぞれの機能は維持したうえで、組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関です。国は、令和6年4月設置に努めると示しています。
- 母子健康包括支援センターは、子育て包括支援課 母子保健係に設置されています。

施策の方向2 外国籍の方からの相談体制の充実

外国籍の方からの相談については、言葉の壁によるコミュニケーションの困難さがあり、相談には相当の時間を要します。また、習慣や価値観の違いなどによる問題が生じる場合があるため、状況に応じて臨機応変に相談対応ができるよう、翻訳機器や通訳などを活用し、相談体制の充実を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
外国籍の方が安心して相談できる相談体制の充実	より幅広い言語に対応している茨城県・古河市国際交流協会や出入国在留管理庁など関係機関に協力を依頼します。 【拡充】	企画課
	より多くの言語で相談ができるよう、翻訳機器の整備を進めます。 【拡充】	
外国籍の方の相談に対応するための体制の整備	IT戦略課より配布されたインターネット接続用タブレットの翻訳アプリや企画課より配布され、各庁舎の窓口に設置されている翻訳機器、オンライン型の通訳サービス等が必要に応じて活用していきます。	人権推進課 福祉推進課 社会福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 子育て包括支援課 児童発達支援センター 健康づくり課
	在住外国人支援センター「アットホーム in 古河」(※⑩)の外国人サポーターによる通訳者の派遣等を活用し対応します。	人権推進課 子育て包括支援課 児童発達支援センター 生涯学習課
多言語についての関係機関とのネットワークの構築	多言語にいつでも対応できるよう、茨城県国際交流協会・NPO団体等様々な外国人支援機関とのネットワークを構築します。	子育て包括支援課 指導課

※⑩：市内在住の外国人が古河市で安心して生活できるように生活相談窓口として開設されています。支援内容は、生活全般の相談、外国人サポーターによる通訳者の派遣、行政関連情報を母国語に翻訳して提供することなどを行っています。

施策の方向3 相談対応を行う職員のスキルアップ

多様化、複雑化する相談内容に対応するため、相談に対応する職員の更なる資質の向上を図ります。被害者の支援に関わる職員の意識や知識・支援スキルの向上に向けた研修への参加、職場内での研修を行うなどのスキルアップを図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
職員・相談員の専門性の向上とスキルアップ	職員が国が進める重層的支援体制のグループ研修に参加します。	福祉推進課
	年に2～3回、相談員への研修を行います。また、相談の都度、職員から対応についての指摘対策を行います。	社会福祉課
	課内等における内部研修の実施や相談支援専門員等と連携し、情報交換等の場を設定し、スキルアップを図ります。	障がい福祉課
	虐待・DV対応における相談支援経験や能力に応じてスキルアップを図るため、日常業務に支障の出ないように計画的に研修に参加します。研修で得た事項について、課内での浸透を深めます。	高齢介護課
	職員の資質向上を図るため、研修会等に積極的に参加します。	子育て包括支援課
	複合的な問題を抱えたケースにも対応できるよう、虐待防止委員会の設置に基づきセンター内の研修や支援会議、ケースカンファレンスを通して職員の資質の向上を図ります。 【拡充】	児童発達支援センター
	支援困難なケースなど、課内でのケースカンファレンスを実施します。	健康づくり課

基本目標Ⅲ 緊急時の被害者の安全確保



虐待やDV被害者支援において、被害者とその子ども等の安全確保は最優先に行うため、関係機関等と連携しながら迅速かつ適切な支援を行っていきます。

また、虐待やDVから逃れてきた被害者やその子どもたちが安心して心と体を休める場所として、避難場所、保護施設が果たす役割は大きいことから、一時保護施設と連携して被害者一人ひとりの心身の状況に応じたケアや支援を行います。

施策の方向1 緊急時の被害者の安全確保体制の整備

被虐待者やDV被害者等の緊急時の一時保護など、被害者の安全を確保できる支援体制を整備します。

施策	具体的な取り組み	所管課
虐待やDVを受けた被害者の緊急時の安全を確保するための体制の整備	2か所の緊急一時保護の受け入れ事業所と安全確保のための情報共有を図ります。	障がい福祉課
	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターとの連絡会や在宅医療・介護連携推進協議会を定期的開催し、関係機関との情報交換、連携を図ります。	高齢介護課
	虐待やDVに関する相談を受けた（案件の発見をした）際の対応方法について、定期的な情報共有を図ります。	子育て包括支援課

施策の方向2 緊急時に被害者が利用できる避難施設の確保と拡充

被害者の安全が確保されるまでの間、地域の社会資源を活用した避難場所や民間施設等と契約をするなど、緊急時に利用できる居室の確保と拡充を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
虐待やDVを受けた被害者が利用できる避難施設の確保と拡充	2か所の緊急一時保護の受け入れ先のほか、緊急時に確実に安全確保できる施設の確保を目指します。	障がい福祉課
	2か所の緊急一時保護施設との連携を深めることで、緊急事態が発生した時には、被害者の安全確保を速やかに行います。	高齢介護課
	DV被害者又はそれ以外の母子等が緊急時に安全を確保できる施設（シェルター）（※⑩）や民間の宿泊施設の提携先の拡充を図ります。	子育て包括支援課
	避難できる施設に関する情報収集を随時行います。	

※⑩：DVなどの被害を受けたり、貧困のために住居を持たない女性や母子等が一時的に住むことのできる施設のことをいいます。具体的には、児童福祉法に定められた母子生活支援施設以外の女性向けの居住施設を指します。

施策の方向3 緊急時に被害者を支援できる体制の整備

虐待やDVから逃れてきた被害者が安心して生活できるよう、経済的、精神的に支援する支援体制の整備を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
緊急時に被害者を生活面、経済面などから支援できる体制の整備	茨城県が実施する「一時生活支援事業」（※⑫）の広域実施に参加することについて検討を進めていきます。 【新規】	福祉推進課
	民間のフードバンク等に協力を求めるなどにより、虐待・DV被害者等への緊急的な食糧支援などが可能となる仕組みと体制を整備します。 【新規】	
	常時、食糧支援を受けることができる体制を整備します。 【新規】	子育て包括支援課
	生活保護や生活困窮者相談等の経済的支援、居所の確保等について庁内・庁外の関係機関との情報共有や協働を強化します。 【新規】	

※⑫：住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むために必要となる物資の貸与又は提供を行うことで、生活の再建及び安定した生活への移行を支援する事業です。

基本目標Ⅳ 被害者の自立を支援する体制の整備



被害者支援にあたっては、被害者の居所をはじめとした各種情報の管理徹底、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学問題、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進めます。

施策の方向1 法的措置や適正なサービス利用に繋げるための情報共有・情報提供

被害者が抱える問題に対し、被害者が自立するための法的措置や適切なサービスに繋げるため関係機関との情報共有、必要な情報の提供を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
被害者の自立を支援するための法的措置や適切なサービス利用に繋げるための情報共有・情報提供の実施	対応したケースに合わせ、関係機関と連携を検討していきます。 【新規】	障がい福祉課
	専門家や「成年後見サポートセンターこが」(※⑬)との顔の見える関係を構築します。	高齢介護課
	被害者が抱える問題が多様化しているため、他分野（障がい、高齢、生活困窮、教育等）の制度を把握し、適切なサービスに繋がられる体制を構築します。	子育て包括支援課
	被害者の自立に必要な支援を行うため、裁判所や社会保険事務所、年金事務所等関係機関との情報共有、連携を図ります。	
DV被害者の相談を受け、DV証明書の速やかな発行に努めます。		

※⑬：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見制度をはじめとする権利擁護の相談に対応し支援を行います。

施策の方向2 被害者の精神面に配慮した支援の実施

虐待やDVによる被害者の中には、喪失感やトラウマ（心的外傷）を抱えている方も多いことから、被害者の心身の回復のため、心理・精神面に配慮した支援の充実を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
相談者（被害者）の精神的・心理的な負担に考慮した支援の実施	対応ケースの増加や相談内容の複雑化が進んでいるため、関係機関と情報共有し、支援を図ります。 【新規】	障がい福祉課
	関係機関や庁内連携を強化し、困難事例に対しては、重層的支援体制において情報の共有を図ります。	高齢介護課
	相談者の同意を得て、一つの部署が聞き取った内容を関係部署に伝達する仕組みを検討します。	子育て包括支援課
	I C T（テレビ電話等を含む）等を利用し、移動が困難な相談者の手続きを、別の部署においても受付できるような協働体制の構築を検討します。	
	相談後、各方面からの支援が受けやすいように関係機関と顔の見える関係づくりを意識して協働体制の強化を図ります。	健康づくり課

施策の方向3 施設入所者・施設退所者の自立に向けた支援

被害者の自立した生活の確立に向け、住宅の確保、就業機会の確保、子どもの養育環境の整備などの生活再建、経済的支援を行い、継続的な見守り・相談支援等に繋げることで、自立に向けた切れ目のない支援の充実を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
施設入所・施設退所者の自立のための支援体制の整備	地域移行に向け、市、基幹相談支援センター、入所施設、医療機関等の関係機関と連携を図ります。 【新規】	障がい福祉課
	被害を受け、保護した高齢者のニーズを聴取し、問題解決に向けた話し合いを継続的に行います。	高齢介護課
	問題解決のために必要な公的支援や民間支援を活用し、自立した生活が送れるように支援します。	
	18歳未満の子どもを養育している母子が様々な事情から養育が困難な場合に、安心して自立に向けた支援が受けられるよう、母子生活支援施設(※⑭)への入所等のための支援を行います。	子育て包括支援課
児童福祉施設等から退所した後も、フォローを継続する支援体制を確立します。		

※⑭：児童福祉法に定められた施設です。18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準ずる家庭の女性を、子どもと一緒に入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

基本目標Ⅴ 関係機関との協働体制の確立



被害者の適切な保護や自立支援を図るために、関連支援機関・専門支援機関・公的機関が緊密に連絡調整を行うことで関係機関が認識を共有しつつ、相互に協働を図るために「虐待DV対策地域協議会」を開催し、連携を強化します。

また、関連支援機関・専門支援機関と連携しながら被害者の安全確保と自立支援に取り組むとともに、虐待防止やDV防止に向けた取組を充実させていきます。

施策の方向1 庁内での情報共有体制の強化

庁内の虐待・DVに関する情報については、有事の際に速やかな対応を行うため、日頃からの緊密な情報共有の充実を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
庁内での関係部署間の情報共有体制の強化	関係部署との連携体制の確認並びに情報共有を図ります。	交通防犯課
	DV被害に対する正しい理解を深めるとともに、被害者の心情に配慮した対応や秘密の保持、被害者の情報管理が徹底できるよう、職務関係者との連携を図ります。	
	情報共有ツールである「古河市電子@連絡帳」のさらなる活用の幅を広げるとともに、実際に虐待やDVのケースに関わる事業所、施設等に対し、順次、「古河市電子@連絡帳」の導入を促し、利用者の拡大を図ります。	福祉推進課
	重層的支援会議(※⑮)などを活用し他課や関係機関と情報共有を図り、今後も支援体制を強化していきます。	福祉推進課 社会福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 子ども福祉課 子育て包括支援課 健康づくり課 指導課

※⑮：重層的支援体制の中で、「重層的支援会議」を開催し、他分野、多機関にまたがる支援が必要な事例について、関係機関が連携、協働して支援することができるように検討、調整、役割分担等を行います。

施 策	具体的な取り組み	所管課
庁内での関係部署間の情報共有体制の強化	業務用チャットツール（L o G oチャット）（※⑩）や古河市電子@連絡帳など様々なツールを活用し、迅速な情報共有を図ります。	人権推進課 福祉推進課 社会福祉課 障がい福祉課 高齢介護課 子ども福祉課 子育て包括支援課 児童発達支援センター 指導課 生涯学習課
	庁内で相談を受けた際、他部署で関わりがあるか確認できるツールの導入を検討します。 【新規】	子育て包括支援課
	情報共有する内容を精選し、内容によってどのツールを使えばよいのかを統一し、古河市電子@連絡帳の活用率を高めます。	指導課
	総括的な情報共有は広く行い、事業ごとの情報共有は関係部署に行います。	生涯学習課

※⑩：庁内の職員間の情報連絡ツールです。

施策の方向2 関連支援機関・専門支援機関などとの協働

被害者への支援や被害者の安全を確保するためには、関連支援機関や専門支援機関との速やかな情報共有、共通理解が重要であり、協働で支援できるような体制の充実を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
関連支援機関、専門支援機関などとの関係づくり、協働を更に図れるような体制の整備	市から各関連支援機関や団体に対して、積極的に虐待やDVに関する市の取組や動向、各種研修等の情報を発信します。	障がい福祉課
	市と関係機関との情報交換の場や機会を設けます。	
	高齢者虐待の防止・早期発見のため更なる連携の強化を図ります。	高齢介護課
	実務担当者を対象とした協働・連携を行える関係性を継続できる仕組みを整えます。	子育て包括支援課
	虐待やDVが疑われるケースについて緊急時に備え、課内で情報共有を行います。	
関係支援機関と密な連携を図り、日ごろから顔の見える関係づくりに努め、緊急時の対応や早期発見につなげます。		

施策の方向3 虐待DV対策地域協議会の体制の見直し

虐待DV対策地域協議会として実施している各会議の目的や役割を整理しながら、改めて組織の在り方、会議の形態や内容等について見直すなど、協議会全体の体制整備を図ります。

施策	具体的な取り組み	所管課
虐待DV対策地域協議会の体制の見直し	実際の虐待やDVへの対応にできる限り即した古河市虐待DV対策地域協議会(※⑰)委員の選任を検討します。	子育て包括支援課
	古河市虐待DV対策地域協議会 代表者会議の実施方法の見直しを随時進めます。	

※⑰：児童福祉法に定める「要保護児童対策地域協議会」を基本として組織し、代表者会議、実務者会議、個別対応会議という三層構造の会議を持っています。

第4章

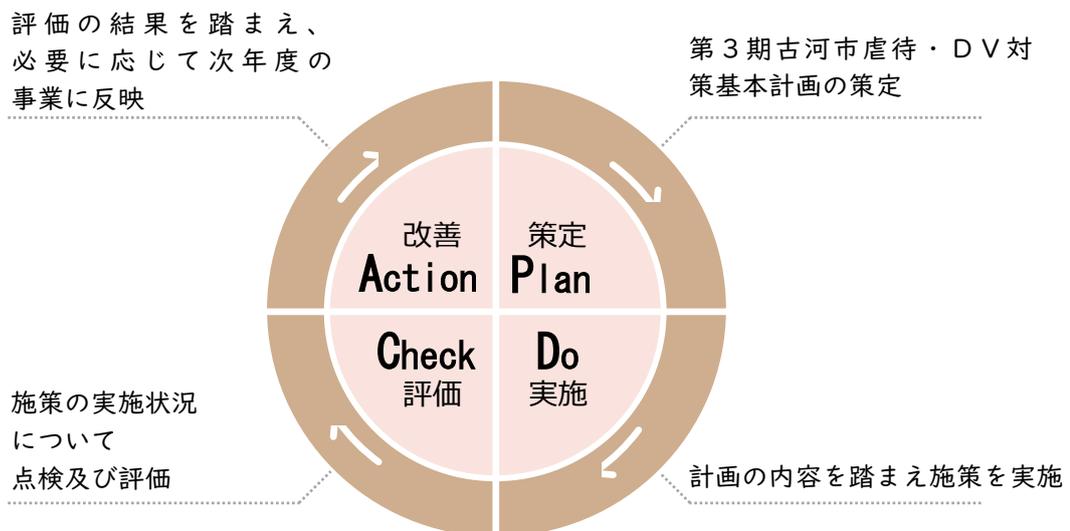
計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

本市では、計画を効果的かつ着実に推進するため、「PDCA サイクル」に基づき、「計画（Plan）→実行（Do）→点検・評価（Check）→改善（Action）」の4段階を繰り返して継続的に計画の進捗管理と見直しを図ります。

具体的には、毎年度、庁内各課の計画事業の取組み状況を調査し、計画に位置づけた取組み内容の達成状況を古河市虐待・DV対策地域協議会 代表者会議において報告を行い、より良い施策の実現につなげていきます。

PDCAサイクルのイメージ



2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、民間団体との協働が不可欠です。民間団体の持つ豊富な知識や情報を生かしながら計画を推進していくため、定期的な意見交換などを行います。また、虐待やDV被害者の自立支援に向けた切れ目のない支援体制を構築するためには、県や様々な分野の関係機関との協働も必要になることから、あらゆる機会を通じて協働支援体制の強化を図ります。さらには、本計画の内容を広報紙やパンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報はもとより、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。



資料編

1 / 計画策定の経緯

年度	月日	事項	内容
令和3年度	12月2日	①虐待・DVに関するアンケート	20歳以上80歳未満の市民2,000人対象
	12月23日	②配偶者等との関係に関するアンケート	20歳以上80歳未満の女性1,000人対象
令和4年度	7月8日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画策定委員会の発足 ●アンケートの概要を報告 ●基本計画の策定方針案を報告
	8月10日	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画庁内検討委員会の発足 ●アンケートの概要を報告 ●基本計画の策定方針案を報告
	9月27日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画の骨子案について議論 ●目標の課題整理について議論 ●前期計画の実施状況評価について議論
	10月28日	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●目標の課題整理について議論 ●前期計画の実施状況評価について議論 ●基本計画の目次構成案について議論 ●基本計画の素案について議論
	12月27日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画の素案について議論
	1月11日 1月30日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ●素案を公表し、広く市民の意見を募集
	2月9日	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果を報告 ●基本計画の最終案について議論
	2月15日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果を報告 ●基本計画の最終案について議論

2 古河市虐待・DV対策基本計画策定委員会設置条例

令和4年3月23日

条例第2号

(設置)

第1条 市が古河市虐待・DV対策基本計画（以下「計画」という。）を策定及び実施するに当たって市民等の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、古河市虐待・DV対策基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定及び実施のために必要な事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待及びDVに関し学識経験を有する者
- (2) 児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉及び社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (3) 児童福祉、障がい者福祉、高齢者福祉及び社会福祉に関するボランティア活動を行う者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(委嘱期間)

第4条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員長以外の委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(書面による調査審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することができないと委員長が認めるときは、委員に書面を送付し調査審議することをもって会議に代えることができる。

2 前項に規定する書面による調査審議を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、調査審議の結果を報告しなければならない。

3 前条第2項から第4項までの規定は、第1項の場合について準用する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、古河市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年条例第36号)の定めるところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、計画策定主管課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この条例の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 / 古河市虐待・DV対策基本計画策定委員会委員名簿

委員長：福田すみ子

副委員長：菅沼直登

(任期：令和4年7月8日～令和5年3月31日)

(敬称略)

No.	選出区分	所 属	氏 名
1	虐待またはDVに 関し学識経験を 有する者	古河市民生委員児童委員連合協議会	永島春美
2		古河市主任児童委員連絡会	福田すみ子
3		古河市男女共同参画推進会議	岡部里子
4		古河市人権擁護委員 古河部会	宮本京子
5		大学関係者	大村美保
6	各種社会福祉を 目的とする事業を 経営する者	古河市私立幼稚園・認定こども園連合会	牧川 剛
7		古河市民間保育協議会	浅井道浩
8		古河市特別養護老人ホーム施設長会	福井 守
9		古河市障害福祉サービス事業者等連絡会	菅沼直登
10	各種社会福祉に 関するボランティア 活動を行う者	古河市ボランティア協会	青柳千秋
11	公募	公募委員	齊藤きよ子
12		公募委員	鈴木智里

4 古河市虐待・DV対策基本計画庁内検討委員会設置要綱

令和4年4月11日

告示第114号

(設置)

第1条 市の虐待・DV対策推進に関する事項を一体的に定める古河市虐待・DV対策基本計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に係る関係部課の調整等を行うため、古河市虐待・DV対策基本計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に係る資料収集及び調査研究に関すること。
- (2) 関係部課の調整等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか計画に関し必要なこと。

2 委員会は、前項の規定に基づき、調査及び検討した結果を古河市虐待・DV対策基本計画策定委員会設置条例（令和4年条例第2号）第1条に規定する古河市虐待・DV対策基本計画策定委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、子育て包括支援課長をもって充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長は、軽易な事項又は特に緊急を要する事項については、持ち回り審議により、会議の開催に代えることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、子育て包括支援課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月11日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

企画課長、人権推進課長、交通防犯課長、福祉推進課長、社会福祉課長、障がい福祉課長、高齢介護課長、子ども福祉課長、児童発達支援センター長、健康づくり課長、教育総務課長、指導課長、生涯学習課長
--

5 / 古河市虐待・DV対策基本計画庁内検討委員会委員名簿

委員 長：吉崎佳代子

副委員長：綾部和明

(任期：令和4年8月10日～令和5年3月31日)

No.	所属部署等	氏名
1	企画政策部 企画課長	綾部和明
2	市民部 人権推進課長	高木一郎
3	市民部 交通防犯課長	関 勝弘
4	福祉部 福祉推進課長	池澤健嗣
5	福祉部 社会福祉課長	鈴木誠志
6	福祉部 障がい福祉課長	谷口 恵
7	福祉部 高齢介護課長	相田勝利
8	福祉部 子ども福祉課長	谷内剛志
9	福祉部 子育て包括支援課長	吉崎 佳代子
10	福祉部 子育て包括支援課 児童発達支援センター長	阿部葉子
11	健康推進部 健康づくり課長	小野里 美由紀
12	教育部 教育総務課長	大澤勝彦
13	教育部 指導課長	太田一茂
14	教育部 生涯学習課長	今泉 攻

6 古河市虐待DV対策地域協議会設置要綱

平成 20 年 1 月 28 日

告示第 30 号

改正 平成 21 年 4 月 1 日告示第 119 号

平成 22 年 5 月 31 日告示第 173 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 138 号

平成 25 年 11 月 5 日告示第 300 号

平成 27 年 3 月 31 日告示第 80 号

平成 28 年 2 月 26 日告示第 31 号

平成 29 年 4 月 11 日告示第 149 号

平成 30 年 3 月 30 日告示第 99 号

(設置)

第 1 条 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待及び配偶者等からの暴力の防止を図るため古河市虐待 DV 対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、次の事項について協議し、及び検討するものとする。

- (1) 虐待を受けている児童その他要保護児童、養護者その他の者から虐待を受けている高齢者若しくは障害者又は配偶者等からの暴力を受けている被害者（以下これらを「被害者等」という。）についての現状の把握に関する事。
- (2) 被害者等に対して行うべき支援の内容、方法及び体制に関する事。
- (3) 被害者等に対する支援についての啓発並びに虐待及び配偶者等からの暴力の防止を図るための啓発に関する事。
- (4) その他被害者等に対し必要と認められる事。

2 協議会は、被害者等の防止及び支援に関する方針又は宣言を採択することができる。

3 協議会は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定による要保護児童対策地域協議会を兼ねるものとし、並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の趣旨にのっとり任務を行うものとする。

(協議会の組織)

第 3 条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別対応会議によって構成する。

2 協議会に会長及び副会長を置くものとし、代表者会議の議長及び副議長がこれを兼ねる。

3 会長は、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、別表第1に掲げる団体を代表する者又は当該団体から推薦された者（以下これらを「代表者等」という。）によって構成し、市長が委嘱する。

- 2 代表者会議を構成する者（以下「代表者委員」という。）の委嘱期間は、2年とし、再任を妨げない。ただし、代表者委員が代表者等でなくなったとき又は当該代表者委員の辞任の申出をしたときは、当該代表者委員の委嘱を解くものとし、新たに代表者等になった者について前任者の残任期間をその者の委嘱期間として委嘱するものとする。
- 3 代表者会議は、市長が招集する。
- 4 代表者会議は、年1回開催するものとし、協議会全体に関する事項について協議する。ただし、緊急に対応すべき事案が生じたときは、臨時に開催することができる。
- 5 代表者会議に議長及び副議長を置くものとし、代表者委員の互選によって定めるものとする。
- 6 議長は、代表者会議を総括し、副議長は、議長を補佐するものとする。
- 7 代表者会議の事務局は、被害者等の支援を主管する課（以下「支援主管課」という。）の職員が務めるものとする。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、別表第2に定めるところによる。

- 2 実務者会議は、代表者会議の協議内容に基づき、被害者等に対し、直接的又は間接的な支援に必要な事項について協議するものとする。
- 3 実務者会議は、前項の規定により協議した事項について、代表者会議に報告するものとする。

(個別対応会議)

第6条 個別対応会議は、別表第3に定めるところによる。

- 2 個別対応会議は、代表者会議の協議内容又は実務者会議に基づき、個別の被害者等に対し必要な支援について協議し、及び実施するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、家庭児童相談主管課が行う。

(補則)

第8条 法令又はこの告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年2月1日から施行する。

(古河市児童虐待防止ネットワーク協議会設置要綱の廃止)

- 2 古河市児童虐待防止ネットワーク協議会設置要綱（平成17年古河市告示第52号）は、廃止する。

附 則（平成21年告示第119号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の古河市虐待DV対策地域協議会設置要綱第4条第2項の規定にかかわらず、この告示による改正前の古河市虐待DV対策地域協議会設置要綱の規定により現に委嘱又は任命されている代表者委員の任期については、平成21年6月23日までとする。

附 則（平成 22 年告示第 173 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の古河市虐待 DV 対策地域協議会設置要綱の規定により最初に委嘱し、又は任命する代表者委員の任期については、同要綱第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 23 日までとする。

附 則（平成 25 年告示第 138 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 300 号）

この告示は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則（平成 27 年告示第 80 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 31 号）

この告示は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 149 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 29 年 4 月 11 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市虐待 DV 対策地域協議会設置要綱の規定により委嘱されている代表者会議の委員は、この告示による改正後の古河市虐待 DV 対策地域協議会設置要綱の規定により委嘱された代表者会議の委員とみなす。

附 則（平成 30 年告示第 99 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市虐待 DV 対策地域協議会設置要綱の規定により委嘱されている代表者会議の委員は、この告示による改正後の古河市虐待 DV 対策地域協議会設置要綱の規定により委嘱された代表者会議の委員とみなす。

別表第 1（第 4 条関係）

団体
古河市議会
社会福祉法人古河市社会福祉協議会
筑西児童相談所
古河保健所
古河警察署
古河消防署
古河市医師会
猿島郡医師会
茨城県歯科医師会西南支部

古河市歯科医師会
古河市教育委員会
古河市校長会
古河市PTA連絡協議会
古河市子ども会育成連合会
古河市青少年相談員連絡協議会
古河市民生委員児童委員連合協議会
古河市主任児童委員連絡会
古河市母子寡婦福祉会
水戸地方法務局下妻支局
人権擁護委員古河部会
猿島地区保護司会
猿島地区更生保護女性会
古河市男女共同参画推進会議
古河市私立幼稚園・認定こども園連合会
古河市民間保育協議会
一般財団法人古河市地域振興公社
古河市介護保険運営協議会
古河市障害者自立支援協議会
その他学識を有する者であって市長が認めるもの

別表第2（第5条関係）

実務者会議に充てる会議等

会議の種別	会議の招集と構成員	事務局
児童虐待・要保護児童に関する実務者会議	家庭児童相談主管課長が必要に応じて招集する会議で、当該被害者等に関する者のうち、家庭児童相談主管課長が会議への出席について必要と認める者を構成員とする。	家庭児童相談主管課
高齢者虐待に関する実務者会議	高齢福祉主管課長が必要に応じて招集する会議で、当該被害者等に関する者のうち、高齢福祉主管課長が会議への出席について必要と認める者を会議の構成員とする。	高齢福祉主管課
障害者虐待に関する実務者会議	障害福祉主管課長が必要に応じて招集する会議で、当該被害者等に関する者のうち、障害福祉主管課長が会議への出席について必要と認める者を会議の構成員とする。	障害福祉主管課
配偶者等からの暴力被害者に関する実務者会議	配偶者暴力相談支援センター主管課長が必要に応じて招集する会議で、当該被害者等に関する者のうち、配偶者暴力相談支援センター主管課長が会議への出席について必要と認める者を会議の構成員とする。	配偶者暴力相談支援センター主管課
代表者会議の協議内容に基づいて開催する実務者会議	代表者会議の協議内容に基づいて、家庭児童相談主管課長が招集する会議で、代表者委員の属する組織又は団体等の構成員及び家庭児童相談主管課長が会議への出席について必要と認める者を会議の構成員とする。	家庭児童相談主管課

別表第3（第6条関係）

個別対応会議に充てる会議等

会議の種別	会議の招集と構成員	事務局
児童虐待・要保護児童に関する個別対応会議	家庭児童相談主管課長が必要に応じて招集する会議で、当該被害者等に関する者のうち、家庭児童相談主管課長が会議への出席について必要と認める者を構成員とする。	家庭児童相談主管課
高齢者虐待に関する個別対応会議	高齢福祉主管課長が必要に応じて招集する会議で、当該被害者等に関する者のうち、高齢福祉主管課長が会議への出席について必要と認める者を会議の構成員とする。	高齢福祉主管課
障害者虐待に関する個別対応会議	障害福祉主管課長が必要に応じて招集する会議で、当該被害者等に関する者のうち、障害福祉主管課長が会議への出席について必要と認める者を会議の構成員とする。	障害福祉主管課
配偶者等からの暴力被害者に関する個別対応会議	配偶者暴力相談支援センター主管課長が必要に応じて招集する会議で、当該被害者等に関する者のうち、配偶者暴力相談支援センター主管課長が会議への出席について必要と認める者を会議の構成員とする。	配偶者暴力相談支援センター主管課

7 古河市虐待DV対策地域協議会代表者委員名簿

No.	団 体	氏 名
1	古河市議会	佐藤 稔
2	社会福祉法人古河市社会福祉協議会	塚田晴夫
3	筑西児童相談所	小松正光
4	古河保健所	大谷幹伸
5	古河警察署	堀越悌一
6	古河消防署	小林 強
7	古河市医師会	秋葉和敬
8	猿島郡医師会	村田 靖
9	古河市歯科医師会	小林不律
10	古河市教育委員会	太田一茂
11	古河市校長会	大里充孝
12	古河市PTA連絡協議会	岩淵 尚
13	古河市子ども会育成連合会	加藤 美恵子
14	古河市青少年相談員連絡協議会	宮田一二
15	古河市民生委員児童委員連合協議会	田中重信
16	古河市主任児童委員連絡会	齊藤 きよ子
17	古河市母子寡婦福祉会	平井悦子
18	水戸地方法務局下妻支局	小泉健一
19	人権擁護委員古河部会	宮本京子
20	猿島地区保護司会	長谷川 衛孝
21	猿島地区更生保護女性会	岡安君枝
22	古河市男女共同参画推進会議	稲葉 茂
23	古河市私立幼稚園・認定こども園連合会	菅 久子
24	古河市民間保育協議会	浅井道浩
25	一般財団法人古河市地域振興公社	初見 卓
26	古河市介護保険運営協議会	長谷川 稔
27	古河市障害者自立支援協議会	今井輝勝

8 / 古河市虐待・DV対策基本計画策定担当事務局名簿

No.	団 体	氏 名
1	福祉部長	安田隆行
2	福祉部 副部長	曾根弘江
3	福祉部 子育て包括支援課 課長	吉崎 佳代子
4	福祉部 子育て包括支援課 課長補佐	柴 和子
5	福祉部 子育て包括支援課 係長	長瀬 まり子
6	福祉部 子育て包括支援課 係長	吉原 徹
7	福祉部 子育て包括支援課 主幹	村上大樹
8	福祉部 子育て包括支援課 主幹	五十畑 愛